

発行概要書

(発行者情報)

平成20年10月1日現在

地方公営企業等金融機構債券



— 発行者 —

地方公営企業等金融機構

Japan Finance Organization for Municipal Enterprises

1. 本「地方公営企業等金融機構債券発行概要書 発行者情報」(以下「本発行者情報概要書」といいます。)は、地方公営企業等金融機構法(平成 19 年 5 月 30 日法律第 64 号。以下「機構法」といいます。)第 40 条第 1 項に基づき発行する債券(以下「機構債券」といいます。)の発行者である地方公営企業等金融機構(以下「機構」といいます。)の経理の状況(機構が機構法附則第 9 条第 1 項に基づき権利及び義務を承継して解散する以前の公営企業金融公庫(以下「公庫」といいます。)の経理の状況を含みます。)その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を平成 20 年 10 月 1 日時点の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、本発行者情報概要書の日付現在において判断したものです。
2. 機構は、機構債券のうち政府保証のない一般担保付公募債(以下「地方金融機構債」といいます。)を発行の都度、当該地方金融機構債ごとに「地方公営企業等金融機構債券発行概要書 証券情報」(以下「各証券情報概要書」といいます。)を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する地方金融機構債に関する詳細が記載されます。各地方金融機構債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行者情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 機構債券については、金融商品取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。以下「金融商品取引法」といいます。)第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行者情報概要書は、機構法附則第 26 条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法(昭和 32 年 4 月 27 日法律第 83 号。以下「公営公庫法」といいます。)及び公庫の予算及び決算に関する法律(昭和 26 年 3 月 31 日法律第 99 号。以下「公庫の予算及び決算に関する法律」といいます。)に定める財務諸表、附属明細書、事業報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行者情報概要書には公庫の財務諸表を記載していますが、これは公営公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律、関連政省令、並びに特殊法人等会計処理基準(昭和 62 年 10 月 2 日財政制度審議会公企業会計小委員会報告。以下「特殊法人等会計処理基準」といいます。)に依拠して作成したものです。なお、公庫の予算及び決算に関する法律ではいわゆる中間決算制度が採用されていないため、公庫では中間財務諸表を作成していません。
また、本発行者情報概要書には、上記財務諸表に加え、行政コスト計算財務書類を参考情報として記載しています。行政コスト計算財務書類に含まれる民間企業仮定貸借対照表及び民間企業仮定損益計算書等の財務諸表は、特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針(平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会報告)に従い、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に則って作成したものです。
上記の財務諸表は、いずれも金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けていません。

目 次

表紙	1
第一部 法人情報	2
第1 法人の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	3
3. 事業の内容	3
4. 従業員の状況	15
第2 事業の状況	16
1. 業績等の概要	16
2. 対処すべき課題	22
3. 事業等のリスク	24
4. 経営上の重要な契約等	26
5. 財政状態及び経営成績の分析	26
第3 設備の状況	35
1. 設備投資等の概要	35
2. 主要な設備の状況	35
3. 設備の新設、除却等の計画	35
第4 機構の状況	36
1. 出資金等の状況	36
2. 役員の状況	36
3. コーポレート・ガバナンスの状況	37
第5 経理の状況	39
財務諸表等	39
(1)財務諸表	39
①貸借対照表	39
②損益計算書	39
③純資産変動計算書	39
④キャッシュ・フロー計算書	39
⑤附属明細表	39
(2)決算報告書	39
(3)主な資産及び負債の内容	39
(4)その他	40
第6 機構の参考情報	93

【表紙】

【法人名】	地方公営企業等金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipal Enterprises
【代表者の役職氏名】	理 事 長 渡 邊 雄 司
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園1番3号
【電話番号】	(03) 3539-2696
【事務連絡者氏名】	資金部長 満田 誉

第一部 法人情報

第1 法人の概況

1. 主要な経営指標等の推移

機構は平成20年10月1日に業務を開始し、その最初の事業年度は平成21年3月31日に終了いたします。したがって、本発行者情報概要書の作成日現在、機構の主要な経営指標等について記載できるものは存在しません。機構は、機構法附則第9条第1項に基づき、国庫へ返還される出資金を除き、公庫の一切の権利及び義務を承継したものであるため、以下は公庫の経営指標等に関して記載しております。

(単位：百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
利益総額 a	893,318	850,652	803,153	754,882	714,556
引当金繰入前費用 b	562,146	511,535	438,859	387,745	350,241
収支差 a-b	331,172	339,117	364,294	367,137	364,315
利差補てん引当金繰入額 (注1)	58,492	54,030	49,502	11,355	6,529
債券借換損失引当金繰入額 (注2)	272,681	285,087	314,793	355,782	-
当期利益金 (注3)	-	-	-	-	357,786
総資産額	26,046,503	26,121,340	25,906,861	25,444,766	24,750,341
貸付金残高	24,888,435	25,024,051	24,765,895	24,267,392	23,230,027
債券発行残高	22,614,091	22,377,652	21,825,203	21,015,502	19,976,119
公営企業健全化基金	860,607	867,556	873,925	884,341	899,651
資本金 (注4)	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600

(注1)平成13年度以降、利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成20年政令第226号)第1条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法施行令(昭和32年政令第79号。以下「公営公庫法施行令」といいます。)第15条の2第1項の規定に基づき、利差補てん引当金として地方公営企業等金融機構の公庫債権管理業務に関する省令(平成20年総務省・財務省令第2号)附則第2条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法施行規則(平成13年総務省・財務省令第5号。以下「公営公庫法施行規則」といいます。)第2条及び附則第2条で定めるところにより算定した額を積み立てています(ただし、附則第2条については、平成17年度で終了しています。)

(注2)発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営公庫法施行令第16条第1項の規定に基づき、債券借換損失引当金として、当該事業年度末貸付金残高の125/1000に相当する額に達するまで、事業年度ごとに主務大臣の承認を受けた額を積み立てています。なお、債券借換損失引当金につきましては、本発行者情報概要書29ページをご参照下さい。

(注3)利益総額と引当金繰入前費用の収支差については、法令に基づいてこの利差補てん引当金(平成13年度以降)及び債券借換損失引当金として積み立てているため、当期利益金は生じていませんでしたが、平成19年度は債券借換損失引当金の積立てを行わなかったため、357,786百万円の当期利益金が生じています。

(注4)公庫の出資金166億円については国庫に返還されております。現在の出資金は全地方公共団体が出資したことにより166億210万円となっております。なお、団体数等につきましては本発行者情報概要書36ページをご参照下さい。

(注5)四捨五入により計が一致しないことがあります。

2. 沿革

①公庫の沿革

昭和 32 年度	公営公庫法に基づき設立(6月1日)
昭和 35 年度	農林漁業金融公庫から受託貸付を開始
昭和 41 年度	特別利率貸付制度を創設
昭和 42 年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和 45 年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和 47 年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和 53 年度	一般会計の臨時三事業(地方道、河川等、高等学校整備)を貸付対象に追加
昭和 58 年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成 2 年度	臨時特別利率制度を創設
平成 10 年度	「特殊法人の整理合理化について」(平成 9 年 9 月 24 日閣議決定)に基づき、非常勤理事(1名)を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応(3年間で廃止)
平成 13 年度	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設 財投機関債の発行開始
平成 20 年度	機構法に基づき解散(10月1日)

②機構の沿革

平成 20 年度	機構法に基づき設立(8月1日) 公庫の権利及び義務を承継し業務開始(10月1日)
----------	---

3. 事業の内容

(イ) 機構の概要

(a) 業務の目的

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその公営企業に係る地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資

金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与すること（機構法第1条）。

(b) 出資金（資本金）の構成及び貸付実績

機構法第4条第1項は、機構の資本金は機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とするとしており、さらに、同条第2項は、機構は必要があるときは、その資本金を増加することができるとしています。また、同条第3項により、地方公共団体以外の者は、機構に出資することができないとされています。

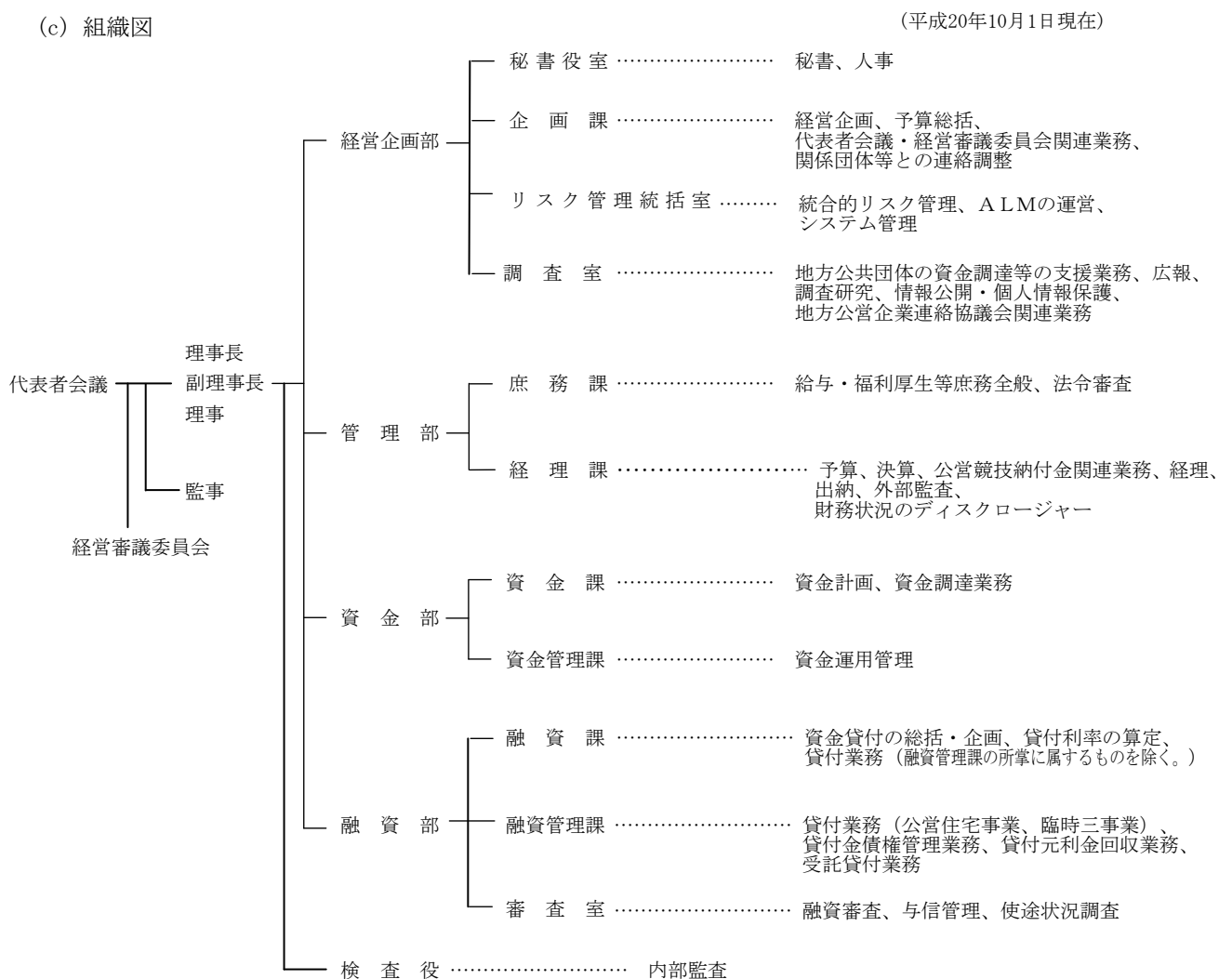
平成20年8月1日現在の機構の資本金の額は166億210万円であり、全地方公共団体(1,857団体)から出資を受けています。

また、機構は平成20年10月1日に業務を開始し、その最初の事業年度は平成21年3月31日に終了いたします。したがって、本発行者情報概要書の作成日現在、機構の貸付実績について記載できるものは存在しません。

(参考) 平成19年度における公庫の貸付額及び貸付金残高は以下のとおりです。

平成19年度貸付額	1兆1,263億25百万円
平成19年度末貸付金残高	23兆2,300億27百万円

(c) 組織図



(参考) 役員の職務及び権限(機構法第 18 条)

- ① 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。
- ② 副理事長は、定款で定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- ③ 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- ④ 監事は、機構の業務を監査する。
- ⑤ 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。
- ⑥ 理事長は、代表者会議に出席し、意見を述べることができる。

(ロ) 機構の業務内容

(a) 業務の内容

機構は、機構法第 28 条及び同法附則第 7 条により、以下の業務を行います。

- ① 公営企業及び臨時三事業に係る地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募
- ② 公営企業に係る一時借入金の資金の貸付け
- ③ 地方公共団体の資金調達に関する調査研究
- ④ 地方公共団体の資金調達に係る事務の受託
- ⑤ 地方公共団体に対する資金調達に関する情報の提供、助言その他の支援
- ⑥ 前記①～⑥に掲げる業務に附帯する業務
- ⑦ 株式会社日本政策金融公庫からの委託による、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付けに係る業務

前記①に記載される地方債とは、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号。以下「地方財政法」という。）の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得たものをいいます。

また、公営企業とは、地方公共団体が行う事業のうち、機構法に定められている水道事業等の 5 事業のほか、主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもののうち、地方公営企業等金融機構法施行令（平成 19 年政令第 384 号）で定めるものをいい、臨時三事業とは、臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業の総称です。臨時三事業については、機構法附則第 7 条をご参照ください。

この結果、機構の貸付対象として定められている事業の範囲は、次の表のとおりです。

機構の貸付対象事業

	事業名
1	水道事業
2	交通事業
3	病院事業
4	下水道事業
5	公営住宅事業（地方公共団体が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡するための住宅を建設する事業及びこれに附帯する事業をいう。）
6	工業用水道事業
7	電気事業
8	ガス事業
9	港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）
10	介護サービス事業
11	市場事業
12	と畜場事業
13	観光施設事業
14	駐車場事業
15	産業廃棄物処理事業
16	臨時地方道整備事業
17	臨時河川等整備事業
18	臨時高等学校整備事業

なお、機構は、法令上、公社や地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（いわゆる第三セクター）に対しては、貸付けを行うことはできません。

(b) 業務の方法

機構は、機構法第31条第1項により、業務開始の際、業務方法書を作成し総務大臣に届け出なければならないものとされており、これを変更した場合も同様とされています。

(参考)貸付けの種類

- ・ 一般貸付
 - 長期貸付
 - 同意・許可前貸付
 - 短期貸付
- ・ 受託貸付

(c) 貸付業務の方法(一般貸付のうち長期貸付及び同意・許可前貸付)

機構による貸付け(後記(d)に記載する一時借入金の貸付けを除きます。)は、以下に記載するところに従って行われます。

① 貸付けの相手方

公営企業及び臨時三事業に係る地方債の同意若しくは許可を得た、又は得る見込みが確実な地方公共団体

② 貸付けの対象となる事業

前記(a)に記載する公営企業及び臨時三事業

③ 貸付金の使途

地方債の同意若しくは許可を得た、又は得る見込みが確実な事業に要する経費

④ 貸付けの審査

一般貸付については、総務大臣又は都道府県知事の起債の同意又は許可を得た事業を貸付対象としており、その事業の必要性、内容等については貸付先地方公共団体の議会で十分審議されるとともに、起債の同意又は許可の際に対象事業の採算性あるいは借入先の償還能力等に係る審査が行われています。このため、機構においては、貸付けに際して、地方債の同意又は許可がなされているか、議会の議決を得ているか等の事項についての審査を行っています。

⑤ 貸付けの方法

証書貸付又は債券の応募によります。

⑥ 貸付利率

機構の長期の貸付利率には、基準利率、特別利率及び臨時特別利率があります。

機構の基準利率は、調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるように利率を設定しています。

特別利率は、特定の事業について基準利率より低く設定しており、基準利率-0.30%となっています。

臨時特別利率は、公営企業が地域社会の課題に対する確に対応する上で緊急性・必要性が極めて高い特定の事業について特別利率よりさらに低く設定しており、基準利率-0.35%となっています。ただし、基準利率、特別利率及び臨時特別利率については同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

なお、特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営企業健全化基金等により賄われています。

⑦ 償還期限

貸付けの日の翌日から28年以内で別に定めるところによります。

⑧ 据置期間

貸付けの日の翌日から5年以内で別に定めるところによります。

⑨ 償還の方法

割賦償還又は一時払いによる償還としています。ただし、債券の応募によるものについては、当該債券の償還の方法によるものとしています。

⑩ 補償金制度による繰上償還

地方公共団体は補償金(繰上償還に伴い機構が損失を受ける額)を支払うことにより繰上償還を行うことができます。この場合の補償金額は、将来回収予定の元利金総額について運用益相当分を割り引いた額から繰上償還額を差し引いたものとし、その割引率については機構の基準利率(資金調達コスト)を用いて算定することとしています。ただし、任意の繰上償還についてのみ適用するものとし、当然に繰上償還となる場合には適用しません。また、繰上償還にあたっては機構の承認を受ける必要があります。

(d) 一時借入金の資金の貸付業務の方法(一般貸付のうち短期貸付)

機構による一時借入金の資金の貸付け(同一年度内に償還が行われる貸付けをいいます。)は、前記(c)に記

載する貸付けに支障を及ぼさない範囲において、以下に記載するところに従って行われます。

① 貸付けの相手方

公営企業に係る一時借入金の資金を必要とする地方公共団体

② 貸付けの対象となる事業

前記(a)に記載する公営企業（臨時三事業については、短期貸付の対象となりません。）

③ 貸付金の使途

設備資金及び運転資金。ただし、設備資金に充てる場合は、原則として重要な継続事業であって貸付けがなければ工事中断等当該事業の実施に重大な支障を生ずるおそれのあるものに限られます。

④ 貸付金の限度額

設備資金については、当該年度において地方債の同意又は許可を得ることが確実と認められる額に相当する額。運転資金については、歳計現金の一時的不足の調整のため必要な額。

⑤ 貸付けの方法

証書貸付によります。

⑥ 貸付利率

短期貸付については、基準利率が適用されます。基準利率については、前記(c)⑥をご参照ください。

⑦ 償還期限

3月以内において歳計現金の一時的不足の調整のため必要な期間。ただし、やむを得ない場合には、3月の償還期間を限度として借換えを認めます。

⑧ 償還の方法

一括弁済の方法によります。

(e) 受託貸付業務の方法

前記(a)のとおり、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付けを行います。

(f) A L M・リスク管理体制

① リスク管理体制

各部課室長で構成される統合的リスク管理委員会幹事会において、月1回の定例会に加え、必要に応じて臨時会を開催し、諸リスクの適切な把握と対応策の検討等を行い、さらに役員及び部長で構成される統合的リスク管理委員会で審議することとしています。また、機構の特徴的なリスクである金利リスクについては、関係部課室長で構成されるA L M委員会幹事会において適切な対応策の検討等を行い、さらに関係役員・部長を含めたA L M委員会で審議することとしています。なお、機構の金利リスクについては、本発行情報概要書24ページをご参照ください。

② A L Mへの取組

機構においては、A L M管理手法を導入し、今後の金利変動等に応じた長期的な経営分析等に用いています。機構では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析にとどまらず、多様な分析を通じて、A L Mによる長期的な経営分析やリスク分析を行っています。

(g) 金融機関に対する業務の委託

機構においては、金融機関に対し、全ての貸付債権の回収業務等を委託しています。当該回収業務の委託において、機構は貸付けに係る返済元利金及び繰上償還に係る補償金(以下「返済元利金等」といいます。)を収納するにあたり、受託者である金融機関に返済元利金等を払い込む地方公共団体等の名称、返済元利金等の払込期日及び返済元利金等の額を通知し、当該金融機関をして当該地方公共団体等に対する払込を求める旨の連絡、返済元利金等の受領、領収証書の交付、返済元利金等の機構指定の銀行の預金口座への送金、機構に対する収納済通知書の送付等を委託しています。

機構の指定する金融機関一覧表

(平成 20 年 10 月 1 日現在)

都市銀行	みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行
地方銀行	北海道銀行、青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、東邦銀行、常陽銀行、関東つくば銀行、足利銀行、群馬銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、東京都民銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山銀行、北國銀行、福井銀行、大垣共立銀行、十六銀行、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、三重銀行、百五銀行、滋賀銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、泉州銀行、池田銀行、南都銀行、紀陽銀行、但馬銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行、福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、十八銀行、親和銀行、肥後銀行、大分銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行、琉球銀行、沖縄銀行
第二地方銀行	北洋銀行、北日本銀行、仙台銀行、大東銀行、東和銀行、京葉銀行、大光銀行、長野銀行、富山第一銀行、静岡中央銀行、名古屋銀行、中京銀行、第三銀行、びわこ銀行、みなと銀行、トマト銀行、もみじ銀行、徳島銀行、愛媛銀行、高知銀行、南日本銀行、沖縄海邦銀行

(ハ) 機構の財務

(a) 経理の特徴

① 会計処理基準

機構では、機構法第 35 条において、「機構の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。」とされており、地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令(平成 20 年総務省令第 87 号)においても、機構の財務会計に関し、金融商品取引法に基づく財務諸表等規則に準じて、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に沿った内容が規定されているところです。

(参考) 公庫(特殊法人等会計処理基準)の会計処理との主な比較

区分	公 営 企 業 金 融 公 庫	地 方 公 営 企 業 等 金 融 機 構
① 退職給付引当金	未計上	「退職給付に係る会計基準」に準拠。
② 賞与引当金	未計上	翌年度に支給する賞与で当期勤務対応分の引当金を計上。
③ ソフトウェア (無形固定資産)	業務諸費に計上	無形固定資産として計上し、5 年間で償却。
④ 有価証券	取得価額にて計上	「金融商品に係る会計基準」に準拠し、保有目的を満期保有目的有価証券に分類の上、償却原価にて計上。
⑤ 債券発行差金	「公庫の国庫納付金に関する政令」の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当年度発生分を一括償却。	償却原価法により債券から直接控除している。

② 財務諸表及び決算報告書の作成

機構は、機構法第36条の規定に基づき、財務諸表、事業報告書、決算報告書及び会計監査人の意見を、翌年度6月30日までに総務大臣に提出します。その後、遅滞なく財務諸表を官報に公告し、財務諸表、事業報告書、決算報告書及び会計監査人の意見を記載した書面等を事務所に備え置き、公衆の縦覧に供します。

(b) 資金調達の概要

① 機構債券の発行

i 機構債券の発行

機構法第40条に基づき、機構は債券を発行することができます。機構による貸付けの原資は、主として機構債券の発行により調達しています。

ii 機構債券の平成20年度下半期発行計画

債券の種類		発行予定額
地方金融機構債	10年満期一括固定利付債	700億円程度
	20年満期一括固定利付債	300億円程度
	その他の債券	
政府保証国内債	10年債	4,200億円
合 計		5,200億円程度

(注) 1 貸付けの実行状況、市場環境等により発行額を変更することがあります。

2 発行に関する情報につきましては、発行の都度ホームページ等を通じてお知らせする予定です。

(参考) 公営企業債券の平成20年度上半期発行計画額と最近の発行実績(額面)

(単位:百万円)

区 分	平成20年度 (上半期)	平成19年度			平成18年度		
	発行計画額	当期 発行高	当期 償還高	当期末 残高	当期 発行高	当期 償還高	当期末 残高
政府保証国内債	220,000	652,650	2,009,070	12,918,530	741,750	1,742,740	14,274,950
政府保証外債	130,000	119,780	86,036	1,082,420	120,000	82,378	1,048,676
財投機関債	160,000	370,000	434	2,149,566	360,000	—	1,780,000
縁 故 債	140,000	255,000	341,273	3,825,603	333,500	539,834	3,911,876
合 計	650,000	1,397,430	2,436,813	19,976,119	1,555,250	2,364,952	21,015,502

(注) 四捨五入により、(平成19年度当期末残高) = (平成18年度当期末残高) + (平成19年度当期発行高)

－ (平成19年度当期償還高) とならないことがあります。

② 金融機関からの借入金

機構は、必要に応じて金融機関から借入を行うことができます。

③ 公営企業健全化基金の受け入れ

機構は、公庫と同様、地方財政法第32条の2の定めるところにより、公営企業等に対する貸付利率を下げるため、地方公共団体が行う公営競技(競馬、競輪、ホース、競艇)の収益金の一部を受け入れており、かかる納付金を受けたときは機構法第46条第2項に定めるところにより設置する公営企業健全化基金に充てなければならないものとされ、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源としています。

なお、機構は平成20年10月1日に業務を開始し、その最初の事業年度は平成21年3月31日に終了いたします。したがって、本発行者情報概要書の作成日現在、機構の公営企業健全化基金の残高について記載できるものは存在しません。

(参考) 公営企業健全化基金の平成15年度から平成19年度までの残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

年度 (平成)	期首基金残高 (A)	公営競技納付金 (B)	基金取崩額 (△は組入額) (C)	期末基金残高 (A)+(B)-(C)
15	855,838	10,868	6,100	860,607
16	860,607	10,609	3,659	867,556
17	867,556	9,023	2,654	873,925
18	873,925	10,710	294	884,341
19	884,341	14,140	△1,171	899,651

(注) 期首基金残高+公営競技納付金-基金取崩額と期末基金残高とが四捨五入により一致しないことがあります。

(二) 特殊法人等に係る行政コスト計算財務書類の作成について

以下、公庫について参考に記載しております。

平成13年6月19日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、公庫及びその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、行政コスト計算財務書類を作成・公表することとなりました。

公庫は、平成19年度の行政コスト計算財務書類を平成20年7月31日に公表しました。公庫の行政コスト計算財務書類の概要等は、機構の事務所に備え置き公表しています。公庫の行政コスト計算財務書類については本発行者情報概要書67ページ以降に記載しています。

(a) 行政コスト計算財務書類の体系は以下のとおりです。

行政コスト計算書

添付書類

- ① 民間企業仮定貸借対照表
- ② 民間企業仮定損益計算書
- ③ キャッシュ・フロー計算書
- ④ 民間企業仮定株主資本等変動計算書
- ⑤ 附属明細書

(b) 行政コスト計算書作成の趣旨

行政コスト計算書とは、特殊法人等について、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰することになるコストを集約表示する書類とされています。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した財務書類(民間企業仮定財務諸表)に基づいて作成されます。

行政コストでは国民負担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金や国有財産の無償使用等に係わる機会費用を加算して算出されます。

(c) 公庫の行政コスト計算書の特徴

公庫の行政コスト計算書の主要な特徴は、①貸倒引当金残高がないこと、②金利変動積立金を計上していること、③利差補てん積立金を計上していること等であり、業務費用と機会費用を合計した公庫の行政コストは、▲340,780百万円とマイナス(すなわちコストではなく収益を生じている状態)となっています。

(ホ) 特殊法人等改革、政策金融改革について

特殊法人等改革につきましては、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」及び平成13年6月22日に施行された「特殊法人等改革基本法」に基づき、「特殊法人等整理合理化計画」が平成13年12月19日に閣議決定されました。

その後、公庫を含めた8つの政策金融機関に関しては、平成17年11月29日に経済財政諮問会議において「政策金融改革の基本方針」(以下「基本方針」という。)が取りまとめられるとともに、政府・与党において政策金融改革に関する4項目の合意(以下「政府・与党合意」という。)が行われました。

平成17年12月24日には、この基本方針及び政府・与党合意の内容を盛り込んだ「行政改革の重要方針」(以下「重要方針」という。)が閣議決定され、この重要方針を受け、平成18年5月26日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立しました。

さらに、平成18年6月27日に政府の政策金融改革本部及び行政改革推進本部において、「政策金融改革に係る制度設計」が決定され、これらを踏まえ、平成20年10月に廃止することとされた公庫の後継組織である機構の設置に関する特別法である「地方公営企業等金融機構法案」が平成19年2月23日に閣議決定され、同日国会に提出されました。同法案の概要は以下のとおりです。

「行革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」に沿って、地方案の考え方も参考にしつつ立案

1. 目的

地方公営企業等金融機構（以下、機構という。）は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその公営企業に係る地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 組織・ガバナンス

(1) 代表者会議

- ・ 最終的な意思決定を行う最高意思決定機関
- ・ 知事、市長、町村長の代表者に加え、同数の地方行財政、経済、金融、法律、会計に関する学識経験者で構成し、メンバーは地方三団体が選任

(2) 役員等

- ・ 理事長、副理事長、理事、監事を置く
- ・ 理事長、監事は代表者会議が任命、副理事長、理事は代表者会議の同意を得て理事長が任命

(3) 経営審議委員会

- ・ 外部性を有する第三者機関
- ・ 地方行財政、経済、金融、法律、会計に関する学識経験者で構成し、メンバーは代表者会議が任命
- ・ 融資チェック体制の確立のため、予算、事業計画、貸付に関する基本的事項等を審議
- ・ 理事長に対し、その諮問に応じ、又は独自に意見具申
- ・ 理事長はその意見を尊重する義務

(4) 外部監査

- ・ 監査法人等による外部監査制度の導入

3. 業務

- ・ 地方公共団体の公営企業及び臨時三事業に対し、長期・低利の資金を貸付
- ・ 貸付対象事業については、現公庫よりも絞り込み、重点化
- ・ 事業規模については、財政融資資金と並行して段階的に一定の縮減
- ・ 全体としての収支相償の原則の下、新機構の経営判断に基づいて、市場金利等を踏まえた適切な貸付金利を設定

4. 勘定分離

新たな業務に係る新勘定と、既往の資産・負債の管理を行う旧勘定を分離し、それぞれの損益を明確に区分

5. 財務基盤

(1) 出資

地方公共団体が全額出資

(2) 金利変動準備金

金利変動リスクに対応するため、金利変動準備金を設置

(3) 公営企業健全化基金

公営競技収益の均てん化に資するため、公営企業健全化基金を設置

6. 国の関与

(1) 基本的考え方

適法性をチェックするための必要最小限の関与に限定

(設立・定款認可、違法行為是正要求等)

(※) 現行の一般的監督権限、役員の任命・認可、予算等の認可、債券発行の認可等は廃止

(2) 旧勘定への関与

旧勘定は現公庫の債権管理及び借換債のため経過的に政府保証の付与を行うことから、公庫債権管理のための認可等（資金調達の基本方針、収支計画等）に限定

7. その他

- ・ 公営企業金融公庫は、平成 20 年 10 月に解散し、その一切の権利義務は、機構に承継（既往の政府出資は国に返還）
- ・ 政府は 10 年後を目途に、地方公共団体の民間からの資金調達の状況を勘案し、民間資金調達の補完を旨とした業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、機構の自主的、一体的な経営を確立する観点から、業務のあり方全般の見直しを行うこととし、その際、総務大臣は地方六団体の意見を聴くこととする

本法案は平成 19 年 5 月 23 日に参議院において原案のとおり可決・成立いたしました。

なお、本法案については、衆議院総務委員会の審議において、以下のとおり附帯決議がなされております。また、参議院総務委員会の審議においても衆議院とほぼ同旨の附帯決議がなされております。

地方公営企業等金融機構法案に対する附帯決議（平成 19 年 5 月 8 日 衆議院・総務委員会）

政府は、本法の具体的運用が、政省令や発起人、代表者会議等の決定に委ねられていることを踏まえ、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 地方公共団体の自主財源の充実強化に最大限の努力を行うとともに、地方債依存度の低下が図られるよう、広範な施策を講ずること。
- 二 地方財政計画及び地方債計画の策定に当たっては、地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）の業務の安定的な運営と市場の機構に対する信頼の確保に留意し、機構資金を公的資金の一環として位置付けること。また、機構の財務基盤については、市場の信認が得られるよう、その充実強化に努め、出資については、原則全ての地方公共団体が分担するよう、適切な助言に努めること。
- 三 機構の貸付対象となる公営企業の範囲を定める政令の制定、業務の重点化、平成二十九年度末を目途とする業務のあり方全般に係る検討に当たっては、機構が地方債資金の共同調達機能を担う地方共同法人であることにかんがみ、地方公共団体のニーズを十分踏まえ、これを行うこと。また、検討結果に基づく措置を講ずるに当たっては、地方六団体の意見を最大限尊重するとともに、地方分権改革の方向性との整合性を確保すること。
- 四 機構の理事長の選任に当たっては、公募の活用等代表者会議が広く人材を求め選任するよう、適切な助言に努めること。併せて、機構に対する国家公務員の現役出向については、機構の要請を踏まえ、必要最小限とすること。
- 五 機構の貸付けに当たり、貸し手と借り手の同一性に基づくモラル・ハザードが生ずることを防止するため、審査体制を確立するとともに、企業会計原則に沿って財務諸表の作成・開示、貸付け等の業務運営に係る透明性・公平性・公正性を確保し、リスク管理に万全を期すよう、適切な助言に努めること。
- 六 公庫債権金利変動準備金等の額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回る金額の国への帰属、管理勘定廃止時の残余財産の国への帰属及び機構が解散した場合の残余財産の処分と国への帰属の取扱いについては、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成された経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体への意見を十分聴取して慎重に対処すること。

機構法の成立後、機構の立ち上げに向けて、地方六団体において地方公営企業等金融機構設立準備委員会、地方公営企業等金融機構発起人会、地方公営企業等金融機構設立準備室が設置されました。

これらの組織により、機構設立のための準備が進められ、平成 20 年 8 月 1 日に機構が設立されました。機構設立に向けた準備とともに、公庫においても廃止に向けた準備が進められ、平成 20 年 10 月 1 日をもって公庫は廃止され、その権利及び義務を機構が承継し、同日から機構の業務が開始されました。

4. 従業員の状況

平成 20 年 10 月 1 日現在における機構の役職員数は、役員 5 人、職員 79 人、計 84 人であり、このほか、非常勤理事及び非常勤監事がそれぞれ 1 人となっています。

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

機構は平成20年10月1日に業務を開始し、その最初の事業年度は平成21年3月31日に終了いたします。機構に係る平成20年度地方債計画額は、1兆1,230億円となっておりますが、本発行者情報概要書の作成日現在、これ以外に機構の業績等について記載できるものは存在しません。機構は、機構法附則第9条第1項に基づき、国庫へ返還される出資金を除き、公庫の一切の権利及び義務を承継したものであるため、以下は公庫の業績概要に関して記載しております。

公庫は地方債計画等に基づき、地方公共団体、地方道路公社及び土地開発公社のみに資金を供給しています。

(イ) 地方債計画の状況

平成15年度以降の地方債計画の状況は以下のとおりです。

【地方債計画の推移】

(単位：億円)

年度 (平成)	地方債 計画総額	内 訳			対前年度比 (%)				構 成 比 (%)		
		政府資金	公庫資金 機構資金	民間資金	総 額	政 府	公 庫 機 構	民 間	政 府	公 庫 機 構	民 間
15	184,845	76,900	17,800	90,145	3.1	1.2	△6.3	6.9	41.6	9.6	48.8
16	179,762	58,500	16,140	105,122	△2.7	△23.9	△9.3	16.6	32.5	9.0	58.5
17	158,639	47,200	15,330	96,109	△11.8	△19.3	△5.0	△8.6	29.7	9.7	60.6
18	139,466	38,500	14,060	86,906	△12.1	△18.4	△8.3	△9.6	27.6	10.1	62.3
19	125,108	32,800	13,500	78,808	△10.3	△14.8	△4.0	△9.3	26.2	10.8	63.0
20 (当初)	124,776	32,400	2,100 11,230	79,046	△0.3	△1.2	△84.4 皆増	0.3	26.0	1.7 9.0	63.4

- (注) 1 平成15年度から平成19年度までは最終計画、平成20年度は当初計画時点での数字です。
 2 平成20年度の下段は、地方公営企業等金融機構に係る数字です。
 3 公有林整備事業及び草地開発(改良)事業分は含みません。
 4 四捨五入により計が一致しない場合があります。

(ロ) 貸付けの状況

(a) 一般貸付及び公社貸付

平成19年度は貸付計画額1兆4,140億円に対し、貸付実績額は1兆1,263億円となり、計画額と比べて2,877億円の減となりました。この計画と実績の差は、地方公共団体からの借入申込みが出納整理期間や事業繰越によって年度を超えたことなどによって生じたものです。

また、平成19年度の公営企業借換債を除いた貸付実績額のうち99.5%(9,215億円)が特別利率(臨時特別利率を含む)による貸付けです。

貸付総額1兆1,263億25百万円を貸付団体別にみますと、市(市が設立した公社を含む。以下各団体について同じ。)が8,794億49百万円(8,211件)で最も多く、全体の約8割を占めています。次いで、都道府県が約1割の1,069億78百万円(451件)、残り1,398億98百万円(3,493件)が町村及び企業団・組合等となっています。

【平成 19 年度事業別貸付状況】

	政令規定事業名	事業名	貸付計画額	貸付額	対前年度比	構成比	貸付件数
			百万円	百万円	%	%	件
公 営 企 業 債	水道	○ 上水道	176,600	136,227	△3.2	12.1	1,261
		○ 簡易水道	21,000	20,118	△12.0	1.8	538
	工業用水道	○ 工業用水道	11,500	8,491	28.6	0.8	67
	交通	○ 交通	94,700	62,268	△14.9	5.5	47
	電気	○ 電気	2,900	1,178	87.6	0.1	3
	ガス	○ ガス		641	△33.8	0.1	9
	港湾整備	港湾整備	6,300	4,783	△17.1	0.4	74
	病院	○ 病院	60,900	50,499	△11.2	4.5	310
	介護サービス	○ 介護サービス	1,900	2,559	△36.9	0.2	33
	市場	○ 市場	4,100	3,755	△14.5	0.3	25
	と畜場	○ と畜場	100	18	△94.1	0.0	2
	観光施設(注1)	観光施設	2,500	59	△98.5	0.0	3
	有料道路	○ 有料道路	1,400	-	-	-	-
	駐車場	○ 駐車場		1,012	△44.4	0.1	2
	地域開発(注2)	地域開発	2,000	-	皆減	-	-
下水道	○ 下水道	517,000	437,383	△1.9	38.8	4,117	
		(小計)	902,900	728,991	△5.2	64.7	6,491
一 般 会 計 債	公営住宅	○ 公営住宅	28,500	16,400	△31.0	1.5	80
	臨時地方道整備	○ 臨時地方道整備	262,500	166,146	△20.4	14.8	988
	臨時河川等整備	○ 臨時河川等整備	9,600	6,538	13.6	0.6	133
	臨時高等学校整備	○ 臨時高等学校整備	4,500	1,880	△67.5	0.2	8
		(小計)	305,100	190,964	△21.7	17.0	1,209
		公営企業借換債(注3)	200,000	200,000	0.0	17.8	4,449
地方 道路 公社		○ 有料道路	6,000	6,370	26.2	0.6	6
土地 開発 公社		港湾整備(埋立)	-	-	-	-	-
総計			1,414,000	1,126,325	△7.5	100.0	12,155

(注)1. 観光施設事業には産業廃棄物処理事業を含んでいます。

2. 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。

3. 公営企業借換債は、上記事業のうち、上水道事業、工業用水道事業、交通事業、下水道事業が該当します。

4. ○印は、特別利率(臨時特別利率を含む)適用事業です。

5. 有料道路事業及び宅地造成事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社及び土地開発公社に対しては貸付けを行いません。

6. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

【団体別貸付実績】

区 分	平成 18 年 度			平成 19 年 度		
	件 数	金 額	構 成 比	件 数	金 額	構 成 比
都 道 府 県	件 563	百万円 153,633	% 12.6	件 451	百万円 106,978	% 9.5
市	6,986	934,599	76.8	8,211	879,449	78.1
町 村	2,827	99,862	8.2	3,189	95,869	8.5
企業団・組合等	230	29,621	2.4	304	44,029	3.9
計	10,606	1,217,715	100.0	12,155	1,126,325	100.0

- (注) 1. 公社貸付を含み、設立団体により区分して計上しています。
2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(b) 受託貸付

農林漁業金融公庫(平成20年10月1日より株式会社日本政策金融公庫に統合)から委託を受けて行った公有林整備事業及び草地開発事業に対する貸付状況は、総額で128億88百万円で前年度に比べて5.5%の減となっています。

この内訳は、公有林整備事業が126億73百万円(対前年度比5.0%減)、草地開発事業が2億15百万円(対前年度比30.4%減)となっています。

【平成19年度公有林整備事業等団体別貸付状況】

区 分	公有林整備事業		草 地 開 発 事 業		計		
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構 成 比
都 道 府 県	件 201	百万円 7,507	件 0	百万円 0	件 201	百万円 7,507	% 58.2
市	350	2,553	3	55	353	2,608	20.2
町 村	397	2,614	8	160	405	2,774	21.5
組 合 等	0	0	0	0	0	0	0.0
計	948	12,673	11	215	959	12,888	100.0

- (注) 1. 公有林整備事業には、施業転換資金を含みます。
2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(ハ) 元利金回収の状況

貸付金及び利息の回収は、半年賦元利均等償還(交通事業の地下鉄事業特例債については半年賦元金均等償還、地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還)の方法により行われています。償還日は原則として毎年度9月20日及び3月20日です。

平成19年度における一般長期貸付及び公社貸付に係る回収金に関しては、定期分として元金1兆5,475億62百万円、利息6,888億17百万円を回収しました。また、これらのほかに元金6,161億29百万円及び利息1億42百万円の繰上償還がありました。

【平成19年度貸付金回収状況】

区 分	元 金		利 息	
	件 数	金 額	件 数	金 額
長 期 貸 付 定 期 償 還	件 366,965	百万円 1,547,562	件 464,864	百万円 688,817
長 期 貸 付 繰 上 償 還	11,391	616,129	11,271	142
同 意 (許 可) 前 貸 付 償 還	-	-	-	-
短 期 貸 付 償 還	-	-	-	-

平成19年度における受託貸付に係る回収金は、公有林整備事業で元金198億07百万円、利息95億41百万

円(うち繰上償還分元金 92 億 77 百万円、利息 1 億 49 百万円)を、草地開発事業で元金 23 億 17 百万円、利息 9 億 63 百万円(うち繰上償還分元金 45 百万円、利息 1 百万円)となっています。

(二) 貸付金残高の状況

平成 19 年度末の貸付金残高は 224,972 件、23 兆 2,300 億 26 百万円(うち公社貸付は 674 件、1,968 億 10 百万円)となっています。

貸付残高が多い事業としては、下水道事業が 9 兆 4,226 億 64 百万円、臨時地方道整備事業が 4 兆 9,003 億 19 百万円、上水道事業が 4 兆 4,622 億 88 百万円、交通事業が 1 兆 5,896 億 50 百万円、公営住宅事業が 7,186 億 63 百万円となっており、これらの 5 事業で全体の 90.8%を占めています。

【平成 19 年度事業別長期貸付残高】

政令規定事業名	事業名	件数	金額	構成比	
		件	百万円	%	
水 道	上水道	48,314	4,462,288	19.2	
	簡易水道	4,735	137,769	0.6	
工業用水道	工業用水道	2,877	307,520	1.3	
交通	交通	1,066	1,589,650	6.8	
電気	電気	938	84,168	0.4	
ガス	ガス	353	55,865	0.2	
港湾整備	港湾整備	1,253	123,138	0.5	
病院	病院	2,192	502,760	2.2	
介護サービス	介護	302	25,950	0.1	
市場	市場	444	105,903	0.5	
と畜場	と畜場	44	7,386	0.0	
観光施設	観光	90	10,468	0.1	
有料道路	有料道路	4	246	0.0	
駐車場	駐車場	557	113,884	0.5	
	地域開発(注1)	臨海	85	51,419	0.2
		内陸	39	14,420	0.1
		土地区画	8	2,110	0.0
	住宅用地	1	2	0.0	
公共下水道及び流域下水道	下水道	119,205	9,422,664	40.6	
市街地再開発	市街地	6	478	0.0	
公営住宅	公営住宅	5,626	718,663	3.1	
産業廃棄物処理	産業廃棄物	16	13,497	0.1	
臨時地方道整備	臨時地方道整備	31,805	4,900,319	21.1	
臨時河川等整備	臨時河川等整備	3,809	284,015	1.2	
臨時高等学校整備	臨時高等学校整備	529	98,636	0.4	
	(公) 道路	674	196,810	0.8	
	(社) 土地				
計		224,972	23,230,026	100	

- (注)1. 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。
2. 有料道路事業、市街地再開発事業及び宅地造成事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社及び土地開発公社に対しては貸付けを行いません。
3. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

また、受託貸付の残高は、公有林整備事業が 28,374 件、3,507 億 37 百万円、草地開発事業が 1,872 件、263 億 17 百万円の合わせて 30,246 件、3,770 億 54 百万円となっています。

【平成 19 年度末の都道府県別貸付残高】

(単位：件、百万円)

都道府県	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		土地開発公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	254	149,553	5,324	886,468	7,796	241,213	358	29,342					13,732	1,306,575
青森	219	61,696	1,852	231,102	1,319	39,999	126	17,184	4	156			3,520	350,136
岩手	241	87,795	2,547	242,731	795	31,912	73	4,655					3,656	367,094
宮城	390	151,949	3,991	400,780	2,346	72,064	97	12,747	24	4,023			6,848	641,563
秋田	254	55,267	4,578	209,818	1,173	19,065	9	110					6,014	284,260
山形	317	85,157	2,608	217,820	1,801	40,150	114	3,448	10	202			4,850	346,776
福島	316	64,385	3,304	288,066	2,785	71,704	194	28,627	3	441			6,602	453,224
茨城	532	155,179	5,748	328,679	1,116	34,541	181	20,408	4	1,234			7,581	540,042
栃木	186	56,579	2,795	232,566	1,213	35,911	4	4,630	23	2,070			4,221	331,756
群馬	300	81,344	3,256	199,539	1,859	43,975	37	7,490					5,452	332,348
埼玉	210	209,788	4,524	464,189	1,894	51,945	227	22,089	16	3,226			6,871	751,236
千葉	511	179,121	4,107	443,078	824	20,426	438	73,948	20	4,200			5,900	720,773
東京	138	231,131	1,693	209,393	220	6,586	11	13,073	8	1,193			2,070	461,375
神奈川	245	171,639	2,405	1,052,344	776	27,101	86	166,742	14	2,493			3,526	1,420,320
新潟	260	67,844	7,754	496,855	1,189	35,511	155	18,396					9,358	618,605
富山	313	76,377	3,439	229,040	385	22,996	99	10,067	23	1,843			4,259	340,323
石川	211	58,325	2,551	251,565	1,158	52,723	9	1,490	10	1,821			3,939	365,924
福井	292	63,729	1,966	113,936	938	21,975	81	5,862	4	70			3,281	205,573
山梨	149	67,906	3,069	132,334	1,028	19,098	144	7,156	2	623			4,392	227,116
長野	250	82,302	4,282	377,338	3,210	100,926	210	16,844	31	4,701			7,983	582,112
岐阜	179	60,370	4,116	258,972	1,052	34,237	1	33	10	804			5,358	354,415
静岡	357	117,122	4,277	423,872	720	21,622	91	20,491	30	2,809			5,475	585,917
愛知	401	209,169	4,441	814,930	1,122	33,244	142	11,052	62	54,441			6,168	1,122,836
三重	443	108,544	3,636	248,213	899	25,372	25	3,610	8	254			5,011	385,993
滋賀	240	75,387	3,633	240,400	833	19,634	67	5,141	14	1,872			4,787	342,434
京都	207	68,861	2,925	508,060	815	22,299	5	3,827	17	2,808			3,969	605,855
大阪	420	196,602	4,362	1,355,128	652	20,304	36	2,119	90	33,528			5,560	1,607,682
兵庫	383	188,126	7,142	897,495	1,544	71,534	279	81,384	108	22,624			9,456	1,261,163
奈良	272	114,181	2,137	133,208	1,619	40,048	2	252	10	6,453			4,040	294,143
和歌山	136	31,883	1,272	126,483	930	36,855	12	2,935	5	31			2,355	198,186
鳥取	184	32,455	1,315	102,419	1,746	51,201	23	1,095					3,268	187,169
島根	233	65,761	2,025	199,008	476	23,290	40	2,495					2,774	290,554
岡山	352	148,090	4,324	430,971	1,134	34,036	104	33,611					5,914	646,708
広島	412	105,129	4,267	631,840	889	31,781	2	1,067	19	10,884			5,589	780,700
山口	464	103,104	4,121	218,747	496	13,193	141	13,389	4	647			5,226	349,080
徳島	209	40,918	1,111	80,719	664	21,431	3	220					1,987	143,287
香川	254	47,986	2,097	104,498	751	19,160	6	305					3,108	171,949
愛媛	174	39,538	2,225	208,370	520	16,206	14	1,084					2,933	265,199
高知	153	31,774	1,168	123,569	518	16,207	4	7,132	7	492			1,850	179,173
福岡	145	74,635	3,921	938,584	1,496	67,235	245	29,229	37	24,140			5,844	1,133,822
佐賀	31	19,111	1,477	121,518	506	23,729	129	18,513	2	167			2,145	183,038
長崎	168	39,475	2,377	213,467	567	18,822	18	1,190	22	2,414			3,152	275,367
熊本	216	41,165	2,574	246,686	1,457	45,454	32	2,737	11	421			4,290	336,463
大分	128	45,997	2,002	153,659	128	3,928			15	2,290			2,273	205,875
宮崎	207	54,456	1,802	170,200	890	27,378	7	178					2,906	252,211
鹿児島	174	65,898	2,191	178,774	849	24,685	5	1,157	7	1,435			3,226	271,949
沖縄	233	73,518	1,251	63,977	738	12,105	31	2,128					2,253	151,728
合計	12,363	4,356,322	149,982	16,201,408	57,836	1,764,807	4,117	710,681	674	196,810			224,972	23,230,026

- (注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付(115件、30,207百万円)を含みます。
 2. 四捨五入により計が一致しないことがあります。

【平成19年度末の都道府県別貸付残高（受託貸付）】

(単位：件、百万円)

都道府県	公有林整備事業						草地開発事業						合計	
	都道府県分		市町村分		小計		都道府県分		市町村分		小計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	143	65,195	4,206	20,070	4,349	85,265			986	11,926	986	11,926	5,335	97,192
青森	62	2,956	656	2,659	718	5,615			234	4,486	234	4,486	952	10,101
岩手	145	47,705	1,250	6,597	1,395	54,302			129	1,774	129	1,774	1,524	56,077
宮城	182	3,554	858	2,719	1,040	6,273			8	46	8	46	1,048	6,319
秋田	21	747	1,554	9,591	1,575	10,338			64	543	64	543	1,639	10,881
山形	24	1,289	421	2,090	445	3,379			56	547	56	547	501	3,926
福島	31	6,394	406	1,313	437	7,706			9	43	9	43	446	7,749
茨城			20	13	20	13			6	42	6	42	26	54
栃木	41	3,031	12	17	53	3,049			12	42	12	42	65	3,090
群馬	19	374	105	224	124	598			14	58	14	58	138	656
埼玉	45	7,430	50	194	95	7,624							95	7,624
千葉	31	2,988			31	2,988							31	2,988
東京			1		1								1	
神奈川	46	4,771			46	4,771							46	4,771
新潟	57	1,644	334	1,616	391	3,260			6	145	6	145	397	3,405
富山	95	2,017	81	145	176	2,161			24	526	24	526	200	2,687
石川	78	7,080	258	6,208	336	13,287							336	13,287
福井	74	1,091	471	3,606	545	4,697							545	4,697
山梨	55	4,950	85	227	140	5,178			1	18	1	18	141	5,196
長野	117	3,044	1,090	6,660	1,207	9,703			33	107	33	107	1,240	9,811
岐阜	103	927	607	2,704	710	3,631			43	854	43	854	753	4,485
静岡	68	1,564	191	786	259	2,350							259	2,350
愛知														
三重	116	966	276	972	392	1,938							392	1,938
滋賀	48	3,193	57	330	105	3,523							105	3,523
京都	79	1,138	415	2,824	494	3,962	1	41	1	21	2	62	496	4,024
大阪	77	2,282			77	2,282							77	2,282
兵庫			725	3,499	725	3,499							725	3,499
奈良	76	5,306	91	401	167	5,708	5	1,502			5	1,502	172	7,209
和歌山	26	1,060	337	778	363	1,838							363	1,838
鳥取	111	1,617	273	1,988	384	3,606			23	189	23	189	407	3,795
島根			1,433	8,613	1,433	8,613			67	507	67	507	1,500	9,120
岡山	58	2,135	562	2,410	620	4,545			33	361	33	361	653	4,905
広島	40	2,148	1,056	4,313	1,096	6,460			1	45	1	45	1,097	6,505
山口	2	2	1,320	6,260	1,322	6,263			18	180	18	180	1,340	6,443
徳島	46	1,285	166	472	212	1,757			1	8	1	8	213	1,765
香川	46	1,546	67	199	113	1,745							113	1,745
愛媛	64	1,382	355	988	419	2,370							419	2,370
高知	132	2,784	468	2,200	600	4,984			8	97	8	97	608	5,081
福岡	49	2,931	164	4,892	213	7,823			9	720	9	720	222	8,543
佐賀	31	709	118	241	149	950							149	950
長崎	167	2,777	779	3,556	946	6,333			22	734	22	734	968	7,068
熊本	67	5,953	940	4,708	1,007	10,661	5	131	8	22	13	153	1,020	10,814
大分	72	2,749	458	1,304	530	4,054							530	4,054
宮崎	71	2,641	819	8,079	890	10,720			8	138	8	138	898	10,858
鹿児島	85	4,277	1,939	6,637	2,024	10,914			37	462	37	462	2,061	11,376
沖縄														
合計	2,900	217,633	25,474	133,104	28,374	350,737	11	1,674	1,861	24,644	1,872	26,317	30,246	377,054

(注)四捨五入により計が一致しないことがあります。

(ホ) 資金調達状況

平成19年度貸付額(同意・許可前貸付を含む)1兆1,263億25百万円の原資は、公営企業債券の発行に伴う収入等により賄いました。

平成19年度における公営企業債券の発行総額は、1兆3,974億30百万円(前年度1兆5,552億50百万円)であり、その内訳は政府保証国内債6,526億50百万円、政府保証外債1,197億80百万円、財投機関債3,700億円及び縁故債2,550億円となっています。

なお、平成19年度に公庫が発行した政府保証国内債(10年債)5,876億50百万円は、平成19年度政府保証国内債(10年債)発行総額3兆1,732億50百万円の18.5%を占めています。

政府保証外債は、資金調達手段の多様化と資金調達コストの軽減を図る観点から、昭和58年度から発行してきたもので、平成19年度はグローバル・ドル債を10億ドル(1,198億円)発行しました。

財投機関債は、財政投融资改革の趣旨を踏まえ、資金調達手段の多様化を図る観点から、平成13年度から発行してきたもので、平成19年度には3,700億円発行しました。

縁故債は、安定的な資金の確保を図る観点から発行してきたもので、平成2年度から地方公務員共済組合連合会が全額引き受けており、平成19年度は2,550億円発行しました。

公営企業債の平成19年度末発行残高は、19兆9,761億円(前年度末残高21兆155億円)となっています。

(ハ) 公営競技納付金の概況

平成19年度における納付団体数は161団体で、公営競技の開催権を有する団体(210団体)の76.7%であり、その納入額は、234億63百万円となりましたが、地方財政法施行令(昭和23年政令第267号。)に基づく施行団体からの申請による還付額93億23百万円を差し引いた後の納付金額は、141億40百万円で前年度の107億100百万円に比べ34億30百万円の増加(32.0%増)となっています。

2. 対処すべき課題

(イ) 地方公共団体に対する長期低利の良質な資金の提供

機構は、特別法である機構法に基づき、全地方公共団体の出資により設立された地方共同法人であり、財政投融资計画及び地方債計画等に基づき、市場から公募債等を発行すること等により資金調達を行い、地方公共団体に長期低利の資金を供給し、公共料金の抑制や地方財政の健全な運営及び住民の福祉の増進を図るという役割を担っています。

(ロ) 経営基盤の安定強化

機構は、「地方公営企業等金融機構リスク管理規程」を定め、各種リスク管理の基本方針及びリスク管理体制を明確にしました。経営上の諸リスクに適切に対応するため、各部課室長で構成される統合的リスク管理委員会幹事会において、各種リスクの適切な把握と対応策等の検討を行い、さらに役員及び部長で構成される統合的リスク管理委員会で審議することとしています。また、機構の特徴的なリスクである金利リスクについては、関係部課室長で構成されるALM委員会幹事会において適切な対応策の検討等を行い、さらに関係役員・部長を含めたALM委員会で審議することとしています。ALMモデルについても、分析手法の精緻化を推進しています。機構におきましては、これらの体制のもと、各種リスクに対し適切に対応することとしています。

なお、事業等のリスク及び対処状況に関する詳細に関しては、本発行者情報概要書24ページ以降をご参照下さい。

(ハ) 効率的な経営の徹底

機構は、4部11課室体制、職員数79名により、その取り扱う資金量・業務量からみれば極めて効率的な組織体制で業務を処理するものであり、今後とも業務の合理化、効率化をさらに徹底し、最小の費用・人員で最大の効果をあげるべく努力してまいります。

また、より低利の良質な資金を地方公共団体に供給できるよう、資金調達コストの低減に努めてまいります。このため、資金調達に当たってのマーケットとの対話の重視、外債による有利な発行市場の活用等、低利で安定した資金調達の確保を図るとともに、短期借入の弾力的活用等により効率的な資金繰りにも努めてまいります。

(ニ) 開かれた透明な経営の実施

機構は、法令に従い、財務諸表、附属明細書、事業報告書等を作成し、一般の閲覧に供するとともに、業務内容等について広く国民に知っていただくため、パンフレットを作成しているほか、できるだけ理解しやすくなるようホームページを構築しています。

さらに、一層市場に目を向けたディスクロージャーの充実強化を行うべく、パンフレットの作成や投資家向け説明会の開催などにも取り組んでまいります。

(ホ) 政策金融改革について

平成17年11月29日に経済財政諮問会議において公庫を含めた8つの政策金融機関のあり方について、「政策金融改革の基本方針」が取りまとめられるとともに、政府・与党において政策金融に関する4項目の合意が行われました。同年12月24日には、これらの内容が「行政改革の重要方針」として閣議決定され、これを受けて、平成18年5月26日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（以下「行政改革推進法」という。）が成立しました。

また、平成18年6月27日に政府の政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部において、各政策金融機関の改革の具体的なあり方を示した「政策金融改革に係る制度設計」（以下「制度設計」という。）が決定されるとともに、同年7月7日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」が閣議決定されました。

これらを踏まえ、平成20年10月に廃止することとされた公庫の後継組織である機構に関する特別法である「地方公営企業等金融機構法案」が平成19年2月23日に閣議決定され、同日国会に提出、国会での審議を経て、同年5月23日に参議院本会議で可決・成立されました。

機構法においては、「地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその公営企業に係る地方債につき長期かつ低利の資金を融資するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与」することを目的として、地方公共団体が共同して、機構を設立し、公庫の既往の資産及び負債は同組織に承継され、新旧勘定分離の元、管理勘定において管理されることとなりました。

その後、地方六団体により地方公営企業等金融機構設立準備委員会、地方公営企業等金融機構発起人会、地方公営企業等金融機構設立準備室が設置され、機構設立のための準備を進め、平成20年8月1日に機構が設立されました。公庫は、平成20年10月1日をもって廃止され、その権利及び義務を機構が承継し、業務を開始いたしました。

機構といたしましても、長期低利の良質な資金を地方公共団体等に供給することにより、上下水道等の重要

かつ基礎的な社会資本の整備、公共料金の抑制、地方財政の負担の軽減に寄与するという重要な役割に支障が生じないよう、また「現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること」という行政改革推進法の規定を十分に踏まえ、適切に対応してまいります。

なお、特殊法人等改革、政策金融改革に関する詳細に関しましては、本発行者情報概要書 12 ページ以降をご参照ください。

3. 事業等のリスク

(イ) 信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、機構が有する貸付債権について、公庫のときからこれまで貸倒は1件も発生していません。また、以下の理由から、今後においても地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような制度となっています。

- ・ 地方公共団体による借入れその他の地方債の起債は、地方財政法第 5 条により限定的な場合にのみ認められており、かつ、同法第 5 条の 3 により、地方公共団体は、地方債を起こそうとする場合は、軽微な場合その他の総務省令で定める場合を除き、総務大臣又は都道府県知事と協議しなければならないとされていること(なお、同法第 5 条の 4 に掲げられている地方公共団体は、地方債を起こそうとする場合は、軽微な場合その他の総務省令で定める場を除き、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。)
- ・ 普通会計債の元利償還金や公営企業繰出金については、地方財政計画、地方交付税の算定を通じて所要の財源措置がなされる仕組みとなっていること。
- ・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)及び同法施行令(平成 19 年政令第 397 号)に規定される財政再生団体については、同法に基づく地方債の起債制限が適用され得ること。また、同法に規定される財政健全化団体又は財政再生団体については、同法の下で計画的に財政の健全化が図られる制度が用意されていること。
- ・ 地方公共団体については、破産法(平成 16 年法律第 75 号)その他倒産手続に関する法律の適用はないと考えられ、地方公共団体に対する貸付債権の行使が破産手続により制限されることはないこと。
- ・ 地方公共団体は、一定の課税権を有していること。

さらに、機構の取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、機構が損失を被るリスクがありますが、取引先の財務状況等を随時モニタリングすることや、格付等の基準を満たしている金融機関のみと取引を行うことにより、信用リスクの管理を適切に行っています。

(ロ) 市場リスク

(a) 金利リスク

機構は、地方公共団体の公営企業等に対し、最長28年、平均でも25年の固定金利で貸付けを行います。一方で貸付けの原資はその大部分を期間10年の債券発行を中心に賄います。したがって貸付けが全額返還されるまでの間に、通常2回の借換が必要となるため、借換に伴う金利リスクを負っていることとなります。

このような貸付けと資金調達の間隔のギャップに伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしています。

- i 貸付けと資金調達の間ギャップに伴う金利リスクに的確に備えるため、金利変動準備金等を積み立てております。その前身の債券借換損失引当金の残高は、機構設立前の公庫の際のものではありませんが、平成 19 年度末には、2 兆 9,556 億円に達しており、機構としても今後とも所要額の積み立てに努力してまいります。
- ii 特別利率等による利下げ幅を検討するに当たっては、複数の金利シナリオをもとに経営の将来見通しを分析し、今後相当急激な金利上昇があっても経営に支障が生じることがないことを検証したうえで、決定しています。
- iii 今後は、経営基盤のより一層の充実強化を図るため、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行や金利変動リスクのヘッジの手法の検討などにも取り組んでまいります。

また、機構はトレーディング業務を行っておりませんので、これに伴う金利リスクはありません。

(b) 価格変動リスク

機構は、余裕金の一部を有価証券で運用していますが、運用期間が短く、満期保有を基本とする等、安全性を重視した運用を行っており、価格変動リスクは極めて少ないものとなっています。

(c) 為替リスク

公庫は、外貨建債券を発行していたため、為替リスクを負っており、かかる為替リスクをヘッジするため、調達額全額について通貨スワップ及び長期先物為替予約を行っていました。機構においても、同様に通貨スワップ及び長期先物為替予約を行うことによりリスクをヘッジします。なお、通貨スワップに伴うカウンターパーティーリスクについては、相手方の信用力を常に把握するとともに、複数の金融機関に取引を分散させることにより管理しています。

(d) 物価変動リスク

公庫は、平成 16 年度から物価連動債を発行していたため、償還元金の変動するリスクを負っており、かかるリスクをヘッジするために、公庫は調達額全額について、金利スワップを行っていました。機構においても、同様に金利スワップを行うことによりリスクをヘッジします。

なお、機構では、スワップ及び長期先物為替予約といった金融派生商品取引等を、業務に伴う為替リスク、金利リスクをヘッジする目的に限定して行っており、平成 20 年 3 月末現在の信用リスク額は、下記のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
通貨スワップ	601,160	14,620
長期先物為替予約	39,480	433
金利スワップ	80,000	246
その他金融派生商品取引	—	—
ネットिंगによる信用リスク削減効果	—	△14
合 計	720,640	15,285

(注)1 信用リスク額は国際統一基準によって算出したものです。(注)2 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(ハ) 流動性リスク

機構は、地方公共団体に対する融資についてはその時期がおおむね見られていることに加え、四半期ご

とに資金計画を立て、これに基づいて日々の資金繰り表及び収支見込みを作成しているため、流動性リスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態の資金繰りにも万全を期すため、複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、手持ち資金の運用も、流動性を勘案し短期で運用しています。

(二) オペレーショナルリスク

(a) 事務リスク

機構は、役職員による業務の懈怠や業務遂行上の事故の発生等を原因として損害を被る可能性があります。役職員による関係法令・規程等の遵守及び善管注意義務の認識を高めることにより、こうした事務リスクを管理することを一つの目的として、「地方公営企業等金融機関の法令等の遵守に関する規程」を定め、コンプライアンスに関する重要事項を審議する場として「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、「コンプライアンスマニュアル」の逐次改訂を行うとともに役職員への配布や、コンプライアンスに関する研修の実施、研修用ビデオを購入しての各部署への貸出しなどの具体的な取り組みを行います。

(b) システムリスク

機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等によって情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれ、経済的・業務的損失及び信用の失墜を被る可能性があります。こうしたシステムリスクを適切に管理し、もって機構業務の円滑な運営の確保に資するため、「地方公営企業等金融機構システムリスク管理ポリシー」を制定するとともに、これに基づく具体的基準として、「システムリスク管理スタンダード」を制定し、運用しています。

また、機構のシステムが、不慮の事故や災害、あるいは故障等により機能しなくなった場合または使用ができなくなった場合に、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を行うため、「コンティンジェンシープラン」を策定しています。

(c) その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクについて適切な把握に努め、対応策の検討等を図ることとしています。

4. 経営上の重要な契約等

機構の事業に重要な影響を与える契約等はありません。

5. 財政状態及び経営成績の分析

機構は平成20年10月1日に業務を開始し、その最初の事業年度は平成21年3月31日に終了いたします。したがって、本発行者情報概要書の作成日現在、平成20年度予算以外、機構の財政状態及び経営成績について記載できるものは存在しません。以下は公庫の財政状態及び経営成績に関して記載しております。なお、下記(ホ)「平成20年度予算等について」においては、平成20年8月27日の代表者会議で議決された、機構の平成20年度予算等を記載しております。

(イ) 経営成績の変動について

○損益計算書（平成15年度～平成19年度）

（単位：百万円）

科目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
<損失>					
債券利息	542,452	477,873	421,608	375,777	337,393
借入金利息	0	—	—	32	74
支払雑利息	347	347	347	347	347
債券発行諸費	5,456	4,052	3,341	2,888	2,121
償却費	12,154	12,568	9,325	7,039	7,585
固定資産減価償却費	55	65	70	68	63
債券発行差金償却	5,256	6,978	4,370	3,102	3,864
債券発行費償却	6,844	5,525	4,885	3,869	3,658
公営企業健全化基金へ組入	—	—	—	—	1,171
利差補てん引当金繰入	58,492	54,030	49,502	11,355	6,529
債券借換損失引当金繰入	272,681	285,087	314,793	355,782	—
その他の損失	1,736	16,695	4,238	1,662	1,550
当期利益金	—	—	—	—	357,786
合 計	893,318	850,652	803,153	754,882	714,556
<利益>					
貸付金利息	861,938	822,312	777,111	729,640	686,665
長期・同意(許可)前貸付利息	861,938	822,312	777,109	729,640	686,665
短期貸付利息	—	—	2	—	—
余裕資金運用益	113	77	121	1,555	3,057
公営企業健全化基金より受入	6,100	3,659	2,654	294	—
利差補てん引当金戻入	24,178	23,465	22,227	22,217	24,139
その他の利益	990	1,138	1,040	1,178	696
合 計	893,318	850,652	803,153	754,882	714,556

注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

公庫の平成19年度の利益は、貸付金利息6,866億65百万円、余裕資金運用益30億57百万円、利差補てん引当金戻入241億39百万円、その他の利益6億96百万円の合計7,145億56百万円でした。

これに対し、損失は、債券利息3,373億93百万円、借入金利息74百万円、支払雑利息3億47百万円、債券発行諸費21億21百万円、固定資産減価償却費63百万円、債券発行差金償却38億64百万円、債券発行費償却36億58百万円、利差補てん引当金繰入65億29百万円、その他の損失15億50百万円の合計3,567億70百万円であり、当期利益金は3,577億86百万円でした。

(ロ) 財政状態について

○貸借対照表 (平成 15 年度～平成 19 年度)

(単位：百万円)

科目	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
<資産の部>					
貸付金	24,888,435	25,024,051	24,765,895	24,267,392	23,230,027
受託貸付金	414,616	405,272	395,257	386,291	377,055
現金預け金	586,073	665,836	621,063	408,096	922,484
有価証券	129,999	—	99,984	359,735	199,861
未収収益	24,799	23,611	22,137	20,795	18,497
固定資産	2,581	2,570	2,525	2,457	2,419
繰延資産	—	—	—	—	—
債券発行差金	—	—	—	—	—
債券発行費	—	—	—	—	—
合 計	26,046,503	26,121,340	25,906,861	25,444,766	24,750,341
<負債及び資本の部>					
債券	22,614,091	22,377,652	21,825,203	21,015,502	19,976,119
受託貸付資金	414,616	405,272	395,257	386,291	377,055
未払費用	12,880	12,540	13,549	16,013	15,594
雑勘定	6,850	5,208	3,747	2,520	1,646
基本公営企業健全化基金	860,607	867,556	873,925	884,341	898,481
組入公営企業健全化基金	—	—	—	—	1,171
利差補てん引当金	120,872	151,437	178,711	167,850	150,241
債券借換損失引当金	1,999,988	2,285,075	2,599,868	2,955,650	2,955,650
資本金	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600
当期利益金	—	—	—	—	357,786
合 計	26,046,503	26,121,340	25,906,861	25,444,766	24,750,341

注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(a) 公営企業健全化基金

平成 19 年度については、期首残高 8,843 億 41 百万円に対し、納付金収入は 141 億 40 百万円で、その運用収益は、266 億 13 百万円でした。一方、19 年度における基金による利差補てん所要額は 254 億 33 百万円で、これに上記運用収益の額から基金管理費を控除した額 266 億 4 百万円を充て、剰余する 11 億 71 百万円について、公営公庫法第 28 条の 4 第 2 項の規定に基づき基金に組み入れた結果、19 年度期末残高は 8,996 億 51 百万円となりました。

(b) 利差補てん引当金

平成 19 年度については、公営公庫法施行令第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公営公庫法施行規則第 2

条で定められているところにより算定した額 65 億 29 百万円を繰入れ、241 億 39 百万円を取り崩しました。

(c) 債券借換損失引当金

平成 19 年度については、公営公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、前年度までに積み立てた額 2 兆 5,998 億 68 百万円が、本年度末貸付残高の 125/1000 に相当する額を超えているため、新たな積み立てはしていません。

(d) 繰延資産

繰延資産については、「公庫の国庫納付金に関する政令」第 1 条第 4 項の規定に基づき財務大臣の定める方法により償却することとされており、発生額の 75 億 22 百万円を全額償却しました。

このため、繰延資産の期末残高は 0 となりました。

(e) 資本金

公庫の資本金は、166 億円（全額政府出資）となっております。現在、公庫の出資金 166 億円については国庫に返還されております。現在の出資金は全地方公共団体が出資したことにより 166 億 210 万円となっております。なお、団体数等につきましては本発行者情報概要書 36 ページをご参照下さい。

(ハ) 行政コスト計算財務書類の作成について

平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、公庫及びその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、平成 12 年度決算から、行政コスト計算書、民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書等で構成される行政コスト計算財務書類を作成・公表することとなりました。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に基づいて作成し、国民負担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用を加算して算出されています。

公庫は、平成 19 年度の行政コスト計算財務書類を平成 20 年 7 月 31 日に公表しました。公庫の行政コスト計算財務書類については、機構の事務所に備え置き公表しています。

(単位：百万円)

業務費用	▲	341,039
機会費用		259
行政コスト	▲	340,780

行政コスト計算財務書類の詳細については、本発行者情報概要書 11 ページ以降及び 67 ページ以降をご参照ください。

(ニ) 自己資本について

公庫は、政策金融機関であり、銀行法の適用を受けませんので、国際統一基準による自己資本比率を算出していませんが、貸借対照表上の資本合計額と総資産額の比率は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	資本合計	総資産	資本合計／総資産
平成 18 年度末	16,600	25,444,766	0.07%
平成 19 年度末	374,386	24,750,341	1.51%

なお、平成 20 年 7 月 31 日に公表した行政コスト計算財務書類の民間企業仮定貸借対照表により、同様の計算をすれば、次のようになります。

(単位：百万円)

	純資産合計	総資産	純資産合計／総資産
平成 19 年度末	3,495,439	24,752,237	14.12%

(注)「銀行の自己資本比率基準」(平成 18 年金融庁告示第 19 号)によると、地方公共団体向け貸付債権及び地方公共団体により保証された債権はリスクウエイト 0%とされており、地方公共団体が設立する土地開発公社及び地方道路公社向け貸付債権はリスクウエイト 20%とされていますが、上記算出においては全てリスクウエイト 100%の資産として計上しています。

(ホ) 平成 20 年度予算等について

平成 20 年 8 月 27 日に第 2 回代表者会議が開催され、機構の平成 20 年度予算等が議決されました。平成 20 年度の予算等は以下のとおりです。

(a) 平成 20 年度予算

① 予算総則

- i 地方公営企業等金融機構債券の限度額は、520,000 百万円とします。
- ii 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第 1 項に掲げる債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、同項の債券の限度額の 100 分の 50 に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができます。
- iii 第 1 項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とします。
- iv 理事長は、第 1 項で定める地方公営企業等金融機構債券の限度額（第 2 項の規定により限度額が増額された場合を含む。）から既に発行している債券の金額を差し引いた額を限度として、長期借入金を行うことができます。

② 平成 20 年度予定損益計算書（平成 20 年 8 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	291,010
資金運用収益	290,969
貸付金利息	288,268
預け金利息	2,701
役務取引等収益	34
その他経常収益	7
経常費用	162,715
資金調達費用	158,375
債券利息	158,201
その他の支払利息	174
役務取引等費用	141
その他業務費用	1,647
営業経費	1,299
人件費	451
業務費	692
その他の営業経費	156
その他経常費用	1,253
公営企業健全化基金組入額	1,222
その他の経常費用	31
経常利益	128,295
特別利益	7,980
利差補てん積立金取崩額	7,980
特別損失	123,168
公庫債権金利変動準備金繰入額	123,168
当期純利益	13,106

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

③ 平成 20 年度予定貸借対照表（平成 21 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,453,429	債券	18,618,394
現金預け金	829,847	その他負債	20,086
その他資産	17,977	賞与引当金	59
有形固定資産	2,394	退職給付引当金	199
無形固定資産	1,150	公営企業健全化基金	892,584
		特別法上の準備金等	3,728,680
		金利変動準備金	220,000
		公庫債権金利変動準備金	3,379,207
		利差補てん積立金	129,472
		負債の部合計	23,260,001
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	△ 285
		一般勘定繰越欠損金	△ 285
		管理勘定利益積立金	28,479
		純資産の部合計	44,796
資産の部合計	23,304,797	負債及び純資産の部合計	23,304,797

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(b) 平成 20 年度 事業計画

- ① 平成 20 年度における貸付金は、648,000 百万円を予定しています。
- ② 平成 20 年度においては、公営企業金融公庫の貸付けに係る貸付回収金を 742,702 百万円予定しています。
- ③ 平成 20 年度における地方公営企業等金融機構債券の発行は、一般勘定に係るものとして非政府保証機構債（公募債）100,000 百万円、管理勘定に係るものとして政府保証機構債 420,000 百万円、合計 520,000 百万円を予定しています。
- ④ 平成 20 年度においては、管理勘定分の公営企業債券に係る債券償還金を 1,243,177 百万円予定しています。
- ⑤ 平成 20 年度における地方公共団体の資金調達に関する支援業務として、地方支援ニーズ把握事業及び情報提供・ネットワーク事業等の実施を予定しています。
- ⑥ 平成 20 年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、287 百万円を予定しています。

(c) 平成 20 年度 資金計画

(単位：百万円)

支 出		収 入	
区 分	金 額	区 分	金 額
貸 付 金	648,000	地 方 公 共 団 体 出 資 金	16,602
債 券 償 還 金	1,243,177	公 営 競 技 納 付 金	△12,000
固 定 資 産 取 得 費	599	地 方 公 営 企 業 等 金 融 機 構 債 券	520,000
事 業 損 金	154,284	貸 付 回 収 金	742,702
創 立 費	17	事 業 益 金	287,049
開 業 費	14	雑 収 入	2,847
事 務 費	1,158	機 構 承 継 金	1,318,706
支 払 利 息	151,307		
債 券 発 行 費	1,647		
元 利 金 支 払 手 数 料	141		
期 末 現 金 預 け 金	829,847		
合 計	2,875,906	合 計	2,875,906

(注) 1 上記の資金計画は、平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの予定額を計上している。

2 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。

3 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(d) 収支に関する中期的な計画（平成 20 年度～平成 22 年度）

(単位：億円)

科 目	20年度計画	21年度計画	22年度計画
経 常 収 益	2,910	5,670	5,500
経 常 費 用	1,630	3,020	2,980
経 常 利 益	1,280	2,650	2,520
特 別 損 益	-1,150	-2,150	-1,880
当 期 純 利 益	130	500	640

(注) 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。

2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(参考)平成20年度公庫予算について

第169回国会で平成20年3月28日に議決され成立した平成20年度予算に基づく、公庫関連事項の概要は以下のとおりです。

(a)貸付計画額 (単位：億円、%)

区 分		平成20年度 A	平成19年度 B	増 減 率 (A-B)/B
一 般 貸 付	一般会計債	1,806	3,051	△40.8
	公営企業債	3,066	9,029	△66.0
	公営企業借換債	2,000	2,000	0.0
	小 計	6,872	14,080	△51.2
公社貸付		30	60	△50.0
合 計		6,902	14,140	△51.2

(注) 平成20年度貸付計画は、平成20年度地方債計画（公庫資金）のうち当年度貸付見込額及び平成19年度地方債計画（同）のうち過年度貸付見込額を合算した額としています。なお、農林漁業金融公庫からの受託貸付は含みません。

(b)臨時特別利率の貸付枠の確保

公営企業による社会資本整備の推進に資するため、貸付枠を40億円（平成19年度予算額3,400億円）とします。

(c)公債費負担の軽減対策

徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成19年度及び平成20年度の2ヶ年で約1.2兆円規模の公営企業借換債、繰上償還（補償金なし）を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減します。このうち平成20年度には、公営企業借換債2,000億円、繰上償還4,000億円程度（いずれも前年度同額）を実施します。

(d)公営企業債券の発行計画

公営企業債券総額を6,500億円（前年度1兆5,400億円）とします。

(単位：億円、%)

区 分	平成20年度 (A)	平成19年度 (B)	増減率 (A-B)/(B)
政 府 保 証 債	3,500	8,500	△ 58.8
国 内 債	2,200	7,200	△ 69.4
10年	2,200	6,550	△ 66.4
15年	0	650	皆 減
外 債	1,300	1,300	0.0
財 投 機 関 債	1,600	3,600	△ 55.6
縁 故 債	1,400	3,300	△ 57.6
合 計	6,500	15,400	△ 57.8

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

機構は平成20年10月1日に業務を開始し、その最初の事業年度は平成21年3月31日に終了いたします。したがって、本発行者情報概要書の作成日現在、機構の設備投資の概要について記載できるものは存在しません。以下は公庫の設備投資の概要に関して記載しております。

平成19年度において取得した設備は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	取得額
事務所・舎宅等	東京都千代田区他	機械器具備品等	25

また、平成19年度において除却した設備は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	除却額
事務所	東京都千代田区	機械器具備品	0.6

2. 主要な設備の状況

機構は平成20年10月1日に業務を開始し、その最初の事業年度は平成21年3月31日に終了いたします。したがって、本発行者情報概要書の作成日現在、機構の主な設備の状況について記載できるものは存在しません。以下は公庫の主な設備の状況に関して記載しております。

平成19年度末における設備の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	土地		建物・構築物	動産	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
事務所・舎宅等	東京都千代田区他	9,529 m ²	1,347	676	396	2,419

(注)動産には、機械器具備品、造作、敷金を含みます。

3. 設備の新設、除却等の計画

機構の平成20年度予算における主要な設備等への支出計画は以下のとおりです。

(単位：百万円)

対象	所在地	内容	取得額
事務所	東京都千代田区	ソフトウェア	553

第4 機構の状況

1. 出資金等の状況

機構の設立時（平成20年8月1日現在）の出資金については、以下のとおりです。

	団体数	出資金額
都道府県	47 団体	6,400,000 千円
市・区	806 団体	9,117,100 千円
町 村	1,004 団体	1,085,000 千円
合 計	1,857 団体	16,602,100 千円

2. 役員の状況

平成20年10月1日現在の役員数は、理事長1人、副理事長1人、理事2人、監事1人の計5人で、このほか、非常勤理事及び非常勤監事がそれぞれ1人となっています。なお、任期等の状況については、以下のとおりです。

(平成20年10月1日現在)

役名	職名	氏 名	生年月日	略 歴	任 期
理事長		渡 邊 雄 司	昭和19年 1月3日	昭和42年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャル グループ取締役副社長 平成15年10月 興和不動産株式会社代表取締役社長 平成16年9月 公営企業金融公庫総裁	平成20年8月1日就任 ～平成23年7月31日
副理事長		福 永 正 通	昭和16年 8月9日	昭和35年9月 東京都入都 平成8年7月 東京都清掃局長 平成11年5月 東京都副知事 平成17年6月 東京地下鉄株式会社代表取締役副社長	平成20年10月1日就任 ～平成23年9月30日
理 事		御 園 慎一郎	昭和28年 3月12日	昭和52年4月 自治省入省 平成17年8月 厚生労働省大臣官房審議官 平成19年7月 総務省大臣官房審議官 平成20年7月 財団法人自治総合センター理事兼事務 局長	平成20年10月1日就任 ～平成22年9月30日
理 事		二 宮 洋 二	昭和26年 3月23日	昭和50年4月 大蔵省入省 平成14年7月 神戸税関長 平成15年7月 国土交通省大臣官房審議官 平成17年6月 放送大学学園理事	平成20年10月1日就任 ～平成22年9月30日
理 事 (非常勤)		小 玉 孝 夫	昭和20年 1月3日	昭和42年6月 川崎市入庁 平成16年4月 川崎市交通事業管理者（交通局長） 平成17年6月 社団法人川崎港振興協会専務理事 平成18年5月 公営企業金融公庫理事（非常勤）	平成20年10月1日就任 ～平成22年9月30日
監 事		門 脇 秀 一	昭和18年 9月23日	昭和41年4月 通商産業省入省 昭和61年6月 通商産業省大臣官房情報管理課長 平成3年6月 通商産業検査所長 平成8年7月 財団法人造水促進センター専務理事	平成20年10月1日就任 ～平成22年9月30日
監 事 (非常勤)		高 田 宥	昭和19年 5月26日	昭和42年4月 株式会社三井銀行入行 平成10年6月 株式会社さくら銀行常務取締役 平成14年6月 室町商事株式会社社長 兼 室町殖産株式会社会長 平成19年6月 株式会社東京精密監査役	平成20年8月1日就任 ～平成22年7月31日

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(イ) 機構の機関の内容

(a) 代表者会議

代表者会議は、地方三団体が選任する知事、市長、町村長各1人と、有識者3人の合計6人で構成され、機構は、予算、決算、事業計画等について、代表者会議の議決を経ることとされています。

(b) 経営審議委員会

経営審議委員会は、代表者会議が任命する外部の有識者で構成され、理事長は予算、決算、事業計画等について、経営審議委員会の意見を聞くこととされています。また、経営審議委員会は理事長の諮問に応じ、又は理事長に対し建議を行うことができます。

(c) 会計監査人

機構は、財務諸表及び決算報告書について、監事の監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人の監査を受けることとされています。

(d) 役員

機構は、機構法及び定款の規定により、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事2人を置くこととされています。

理事長は、機構を代表し、その業務を総理します。

副理事長は、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理します。

理事は、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理します。

監事は、機構の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができます。

理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命します。また、代表者会議又は理事長は、機構の役員が機構法第21条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

(e) 幹部会議

機構の業務運営に関する重要な事項について情報の共有等を図るため、幹部会議が置かれています。

幹部会議は、役員及び部長（部長相当職を含む。）をもって構成され、毎月及び代表者会議又は経営審議委員会の開催の前に、定例会を開催するほか、理事長が必要と認めたときに臨時会を開催します。

(f) 参与

公営企業健全化基金に関し意見を聴き、その円滑な運営に資するため、機構に参与を設置しています。

参与は7人以内とし、地方競馬、自転車競技、小型自動車競走及びモーターボート競走のそれぞれの施行者の全国的組織の代表者、地方公営企業に関係のある者のうちから委嘱しています。

(ロ) 内部統制システムの整備の状況

(a) 監事監査

監事は、機構が、法令等に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されるよう、独立の機関として、機構法第18条の規定に基づき、機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。

監査は、毎年度当初に監事が定めた監査の計画に基づいて行うほか、監事が必要と認めた場合に臨時に行うことができます。

監事は、監査の方法及び結果を記載した監査報告書を理事長に提出するものとし、是正又は改善を要すると認められる事項に関する措置の状況等について、理事長に対し、報告を求めます。

(b) 内部監査

機構における業務の適正かつ能率的な運営を確保するため、検査役が内部監査を行います。

監査は、各部各課室の所掌事務が適正かつ合理的に運営されているか、事務処理が法令や諸規定に従い正当かつ能率的に行われているかについて行います。

検査役は、監査を終了したときは、その結果を理事長に報告します。

(c) コンプライアンス委員会

機構の業務遂行にあたって、法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、その組織的取組について基本的事項を定めた「地方公営企業等金融機構の法令等の遵守に関する規程」に基づき、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員とし、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成・改正、実行計画の策定などコンプライアンスに関する重要事項の審議を行います。

(ハ) リスク管理体制の整備の状況

(a) 統合的リスク管理委員会・統合的リスク管理委員会幹事会、ALM委員会・ALM委員会幹事会
これら委員会等の体制については、8ページに記載しております。

(b) システムリスク管理

機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等によって情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれ、経済的・業務的損失及び信用の失墜を被る可能性があります。こうしたシステムリスクを適切に管理し、もって機構業務の円滑な運営の確保に資するため、「地方公営企業等金融機構システムリスク管理ポリシー」を制定するとともに、これに基づく具体的基準として、「システムリスク管理スタンダード」を制定し、運用しています。

また、機構のシステムが、不慮の事故や災害、あるいは故障等により機能しなくなった場合または使用ができなくなった場合に、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を行うため、「コンティンジェンシープラン」を策定しています。

(ニ) 役員報酬の内容

役員には、地方公営企業等金融機構役員給与規程に基づき、給与を支給しています。

役員の給与は、俸給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当です。ただし、非常勤役員の給与は俸給のみです。

(a) 役員の俸給は、月額とし、次の額を支給します。

①理事長1,066,000円、②副理事長994,000円、③理事843,000円、④監事784,000円、⑤非常勤役員120,000円

(b) 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」といいます。）第11条の3の規定に準じて支給します。

地域手当の月額は、東京都特別区に所在する事務所に在勤する役員にあつては、俸給月額に16/100を乗じて得た額です。

(c) 通勤手当は、給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給します。通勤手当の額は、給与法第12条第2項に規定する額です。

(d) 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」といいます。）に、それぞれ、在職する役員に支給します。

期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給月額に25/100を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に20/100を乗じて得た額の合計額に給与法第19条の8に定める支給割合を乗じて得た額を基礎として、基準日以前6箇月以内の期間における当該役員の在職期間に応じて、次に定める割合を乗じて得た額です。ただし、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができます。

①6箇月100/100、②5箇月以上6箇月未満80/100、③3箇月以上5箇月未満60/100、④3箇月未満30/100

第5 経理の状況

機構は平成20年10月1日に業務を開始し、その最初の事業年度は平成21年3月31日に終了いたします。したがって、本発行者情報概要書の作成日現在、機構の経理の状況について記載できるものは存在しません。

なお、参考として公庫の「経理の状況」について、「(4)その他」に記載しております。

財務諸表等

(1)財務諸表

①貸借対照表

記載事項はありません。

②損益計算書

記載事項はありません。

③純資産変動計算書

記載事項はありません。

④キャッシュ・フロー計算書

記載事項はありません。

⑤附属明細表

記載事項はありません。

(2)決算報告書

記載事項はありません。

(3)主な資産及び負債の内容

記載事項はありません。

(4) その他

公庫の財務諸表等について記載しています。

1. 財務諸表

公庫は、公営公庫法第 28 条に基づき、毎事業年度ごとに決算報告書及び財務諸表を作成して監事の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出します。財務諸表については財務大臣の承認を受けるとともに、官報に公告し、また、決算報告書及び財務諸表については、付属明細書及び業務報告書とともに事務所に備え置き、一般の閲覧に供しています。その後、毎事業年度の決算報告書及び財務諸表は内閣に送付され、決算報告書については会計検査院の検査を経た上、財務諸表とともに国会に提出されます。本発行者情報概要書においては、平成 18 年度と平成 19 年度の財務諸表に対する監事の意見を記載した書面の写しを各財務諸表の直前に掲げてあります。

公庫の会計処理は公営公庫法、公庫の予算及び決算に関する法律、関連政省令及び告示並びに特殊法人等会計処理基準に基づいて行っており、公庫の財務諸表は、金融商品取引法第 193 条の 2 に規定される監査証明は受けておりません。

なお、公庫は子会社を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

財務諸表の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

(イ) 平成18年度の財務諸表に対する監事の意見

公庫の予算及び決算に関する法律第18条
第1項の規定による監事の意見

平成18年度決算に係る財務諸表は、法令等の規定に従い正しく
表示され、かつ、その内容は適正なものであると認めます。

平成19年5月31日

公営企業金融公庫

監事

橋本 金橋

(四) 平成 18 年度財務諸表

貸借対照表(平成19年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
貸 付 金		債 券	
長 期 貸 付 金	24,267,392,310,895	債 券 発 行 高	21,015,501,802,754
受 託 貸 付 金	386,290,907,511	受 託 貸 付 資 金	386,290,907,511
現 金 預 け 金	408,095,915,537	未 払 費 用	16,012,803,459
現 金	30,000	未 払 債 券 利 息	16,010,917,047
預 け 金	408,095,885,537	未 払 支 払 雑 利 息	1,886,412
有 価 証 券	359,734,700,000	雑 勘 定	2,520,288,659
未 収 収 益	20,795,448,929	仮 受 金	38,420
未 収 貸 付 金 利 息	20,779,734,487	前 受 収 益	2,518,342,539
未 収 受 託 手 数 料	15,714,442	未 払 金	1,907,700
固 定 資 産		基 金	
20 業 務 用 固 定 資 産	2,457,023,368	基 本 公 営 企 業 健 全 化 基 金	884,340,978,707
		特 別 法 上 の 引 当 金	3,123,499,525,150
		利 差 補 て ん 引 当 金	167,849,791,740
		債 券 借 換 損 失 引 当 金	2,955,649,733,410
		(負 債 合 計)	25,428,166,306,240
		資 本 金	
		産 業 投 資 出 資 金	16,600,000,000
		(資 本 合 計)	16,600,000,000
資 産 合 計	25,444,766,306,240	負 債 ・ 資 本 合 計	25,444,766,306,240

損益計算書〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

損		失	利		益																					
科	目	金額(円)	科	目	金額(円)																					
経	常	費用	387,745,402,976	経	常	収	益	732,665,746,883																		
債	券	利息	375,776,554,421	貸	付	金	利息	729,639,716,977																		
借	入	金	利息	32,278,589	同	意	前	貸	付	利	息	18,316,115														
支	払	雑	利息	347,100,000	許	可	前	貸	付	利	息	16,563														
事		務	費	1,661,906,588	長	期	貸	付	利	息	729,621,384,299															
俸	給	及	諸	給	与	809,567,537	受	託	手	数	料	197,925,136														
諸	支	出	金	105,541,359	預	け	金	利	息	755,253,486																
旅			費	22,329,554	有	価	証	券	益																	
業	務	諸	費	699,064,246	有	価	証	券	益	799,510,000																
交		際	費	243,250	雑		収	入	979,667,379																	
税			金	25,160,642	労	働	保	険	料	被	保	険	者	負	担	金	5,608,836									
債	券	発	行	諸	費	2,888,133,574	雑		益	974,058,543																
償		却	費	7,039,429,588	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入									
20	固	定	資	産	減	価	償	却	費	68,499,145	基	本	公	営	企	業	健	全	化	基	金	よ	り	受	入	293,673,905
債	券	発	行	差	金	償	却	3,102,150,000	特	別	利	益														
債	券	発	行	費	償	却	3,868,780,443	利	差	補	て	ん	引	当	金	戻	入	22,216,533,429								
雑			損	216																						
特	別	損	失	367,136,877,336																						
利	差	ほ	て	ん	引	当	金	繰	入	11,354,853,501																
債	券	借	換	損	失	引	当	金	繰	入	355,782,023,835															
当	期	利	益	金	0																					
合		計	754,882,280,312	合		計	754,882,280,312																			

重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産 485,187,556 円

3 引当金の計上基準

(1) 利差補てん引当金

利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令（昭和 32 年政令第 79 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫法施行規則（平成 13 年総務省・財務省令第 5 号）第 2 条で定めるところにより算定した額を計上している。

(2) 債券借換損失引当金

発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該事業年度末貸付金残高の 125/1000 に相当する額に達するまで、事業年度ごとに主務大臣の承認を受けた額を積み立てている。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

① 債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令（昭和 26 年政令第 162 号）第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

② 債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高）はない。

財産目録(平成19年3月31日現在)

摘	要	金額(円)
(資産の部)		
貸付金		
長期貸付	227,774口	24,267,392,310,895
受託貸付金	31,210口	386,290,907,511
現金預け金		408,095,915,537
現金		30,000
預け金	京都銀行外14行	408,095,885,537
有価証券		
国債	政府短期証券 1口 額面 360,000,000,000円	359,734,700,000
未収収益		20,795,448,929
未収貸付金利息		20,779,734,487
未収受託手数料		15,714,442
固定資産		
業務用固定資産		2,457,023,368
土地	7筆 9,529㎡	1,346,642,734
建物	12棟 延4,008㎡	648,381,887
構築物		28,813,905
機械器具備品	自動車2両、その他 145点	56,612,825
造作		273,300,677
敷金	1口	103,271,340
資産合計		25,444,766,306,240
(負債の部)		
債券		
債券発行高		21,015,501,802,754
受託貸付資金		386,290,907,511
未払費用		16,012,803,459
未払債券利息		16,010,917,047
未払支払雑利息		1,886,412
雑勘定		2,520,288,659
仮受金		38,420
前受収益		2,518,342,539
未払金		1,907,700
基金		
基本公営企業健全化基金		884,340,978,707
特別法上の引当金		3,123,499,525,150
利差補てん引当金		167,849,791,740
債券借換損失引当金		2,955,649,733,410
負債合計		25,428,166,306,240
正味財産		16,600,000,000

(参考)

(a) 平成18年度財務諸表の勘定科目の概要

① 貸借対照表の概要

前記貸借対照表の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 貸付金 24,267,392,310,895円

長期貸付の残高であって、本年度1兆2,177億1,520万円の貸付けを行ったが、一方1兆7,162億1,778万1,678円の償還があったので、平成17年度末の残高24兆7,658億9,489万2,573円に対し、4,985億258万1,678円の減少となった。

ii 受託貸付金 386,290,907,511円

農林漁業金融公庫の委託を受けて貸付けを行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する受託貸付金勘定であって、本年度136億4,230万円の貸付けを行ったが、一方226億856万2,960円の償還があったので、平成17年度末の残高3,952億5,717万471円に対し、89億6,626万2,960円の減少となった。

iii 現金預け金 408,095,915,537円

年度末における手持現金の残高3万円と銀行預け金の残高4,080億9,588万5,537円の合計額である。

iv 有価証券 359,734,700,000円

国債である。

v 未収収益 20,795,448,929円

未収貸付金利息207億7,973万4,487円及び未収受託手数料1,571万4,442円の合計額である。

vi 固定資産 2,457,023,368円

土地13億4,664万2,734円、建物6億4,838万1,887円、構築物2,881万3,905円、機械器具備品5,661万2,825円、造作2億7,330万677円及び敷金1億327万1,340円の合計額である。

vii 債券 21,015,501,802,754円

公営企業債券の残高であって、本年度においては、1兆5,552億5,000万円(うち国外債券1,200億円)を発行し、償還額2兆3,649億5,157万1,385円(うち国外債券823億7,797万1,385円)を差し引いたので、平成17年度末の残高21兆8,252億337万4,139円に対し、8,097億157万1,385円の減少となった。

viii 受託貸付資金 386,290,907,511円

公有林整備事業及び草地開発事業に貸し付けるため農林漁業金融公庫から交付された資金の残高である。

ix 未払費用 16,012,803,459円

未払債券利息160億1,091万7,047円(うち国外債券98億5,941万3,424円)及び未払支払雑利息188万6,412円の合計額である。

x 雑勘定 2,520,288,659円

臨時職員の健康保険料預り金等の仮受金3万8,420円、当年度発生消費税の未払金190万7,700円、国外公営企業債券の償還を目的とした長期先物為替契約により発生した前受収益25億1,834万2,539円(17年度末の残高37億4,680万1,149円から、当年度取りくずした12億2,845万8,610円を差し引いた額)の合計額である。

xi 基 金 884,340,978,707 円

基本公営企業健全化基金 8,843 億 4,097 万 8,707 円(17 年度末の残高 8,739 億 2,499 万 719 円と当年度計上された 107 億 966 万 1,893 円との合計額 8,846 億 3,465 万 2,612 円から、当年度取りくずした 2 億 9,367 万 3,905 円を差し引いた額)である。

Xii 特別法上の引当金 3,123,499,525,150 円

低利貸付に係る利子の軽減に充てるための利差補てん引当金 1,678 億 4,979 万 1,740 円(17 年度末の残高 1,787 億 1,147 万 1,668 円と当年度計上された 113 億 5,485 万 3,501 円との合計額 1,900 億 6,632 万 5,169 円から、当年度取りくずした 222 億 1,653 万 3,429 円を差し引いた額)及び債券借換損失引当金 2 兆 9,556 億 4,973 万 3,410 円(17 年度末の残高 2 兆 5,998 億 6,770 万 9,575 円と当年度計上された 3,557 億 8,202 万 3,835 円との合計額)の合計額である。

Xiii 資 本 金 16,600,000,000 円

産業投資特別会計から出資された額の合計額である。

② 損益計算書の概要

前記損益計算書の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 債 券 利 息 375,776,554,421 円

公営企業債券の本年度支払利息 3,745 億 4,139 万 9,844 円(うち国外債券利息 203 億 1,675 万 9,518 円)と未払利息 160 億 1,091 万 7,047 円(うち未払国外債券利息 98 億 5,941 万 3,424 円)との合計額 3,905 億 5,231 万 6,891 円から当年度前受収益の取崩額 12 億 2,845 万 8,610 円と前年度計上済の未払利息戻入額 135 億 4,730 万 3,860 円(うち未払国外債券利息戻入額 86 億 3,038 万 3,877 円)を差し引いた額である。

ii 借 入 金 利 息 32,278,589 円

本年度中の短期借入金に係る支払利息である。

iii 支 払 雑 利 息 347,100,000 円

有価証券店頭指数等スワップ取引に係る本年度支払利息 3 億 4,710 万円と未払利息 188 万 6,412 円の合計額 3 億 4,898 万 6,412 円から前年度計上済の未払利息戻入額 188 万 6,412 円を差し引いた額である。

iv 事 務 費 1,661,906,588 円

人件費及び物件費である。

v 債 券 発 行 諸 費 2,888,133,574 円

本年度支出した債券発行諸費 67 億 5,691 万 4,017 円(元利金支払手数料 26 億 5,810 万 5,401 円、債券発行手数料 37 億 4,967 万 8,003 円、債券発行雑費 3 億 4,913 万 613 円)のうち 28 億 8,813 万 3,574 円は本年度損金計上額であり、38 億 6,878 万 443 円については、繰延資産に計上するものである。

vi 償 却 費 7,039,429,588 円

固定資産の当年度分減価償却額及び公営企業債券に係る発行差金と債券発行費のうち、平成 18 年度に計上された繰延資産に係る当年度償却額である。

vii 雑 損 216 円

固定資産(構築物)の除却に伴う雑損の計上額である。

viii 利差補てん引当金繰入 11,354,853,501 円

低利貸付に係る利子の軽減に充てるための引当金への繰入額である。

ix 債券借換損失引当金繰入 355,782,023,835 円

債券の借換えによって生じる損失に備えるための引当金への繰入額である。

X 貸付金利息 729,639,716,977 円

同意前貸付利息 1,831 万 6,115 円、許可前貸付利息 1 万 6,563 円、長期貸付利息 7,309 億 6,698 万 3,796 円、長期貸付の未収貸付金利息 207 億 7,973 万 4,487 円の合計額 7,517 億 6,505 万 961 円から前年度計上済の未収貸付金利息戻入額 221 億 2,533 万 3,984 円を差し引いた額である。

xi 受託手数料 197,925,136 円

農林漁業金融公庫からの受託手数料収入分 1 億 9,348 万 4,891 円と未収分 1,571 万 4,442 円との合計額 2 億 919 万 9,333 円から前年度計上済の未収受託手数料戻入額 1,127 万 4,197 円を差し引いた額である。

Xii 預け金利息 755,253,486 円

銀行預金による預け金利息である。

Xiii 有価証券益 799,510,000 円

余裕金の運用により取得した有価証券の償還益である。

xiv 雑収入 979,667,379 円

雇用保険料の被保険者負担金 560 万 8,836 円、繰上償還に係る補償金 9 億 5,255 万 1,359 円、その他職員住宅家賃等の収入である。

xv 公営企業健全化基金より受入 293,673,905 円

基本公営企業健全化基金よりの本年度受入額である。

xvi 利差補てん引当金戻入 22,216,533,429 円

利差補てん引当金よりの本年度取崩額である。

(b) 平成18年度附属明細書

附属明細書の計数について
 1 金額の単位未満は切り捨てて表示しているため、合計が一致しないことがある。
 2 「0」は単位未満、「-」は皆無を表している。

1 出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
産業投資特別会計出資金	16,600	—	—	16,600

(注) 出資金については、公営企業金融公庫法第5条の規定により、全額を政府から受け入れています。

2 主な資産及び負債の明細

イ 長期借入金の明細

該当ありません。

ロ 債券の明細

(単位：百万円)

銘 柄	当 期 首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当 期 末 償 還 残 高	利 率 (%)
政府保証債(国内債)	15,275,940	741,750	1,742,740	14,274,950	
政府保証第736回公営企業債券 ～政府保証第861回公営企業債券	15,275,940	—	1,742,740	13,533,200	0.5 ～3.4
政府保証15年第2回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	2.1
政府保証第862回公営企業債券	—	120,000	—	120,000	1.8
政府保証15年第3回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	2.2
政府保証第863回公営企業債券	—	120,000	—	120,000	2.0
政府保証第864回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.9
政府保証第865回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	2.0
政府保証第866回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	2.0
政府保証第867回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.8
政府保証第868回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.8
政府保証第869回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.8
政府保証第870回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.7
政府保証第871回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.8
政府保証第872回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.8
政府保証第873回公営企業債券	—	51,750	—	51,750	1.7
政府保証債(外債)	1,011,053	120,000	82,377	1,048,675	
政府保証第6回ヤンキートン公営企業債券 ～政府保証第2回クローハートン公営企業債券	1,011,053	—	82,377	928,675	1.350 ～8.375
政府保証第4回クローハートン公営企業債券	—	120,000	—	120,000	2.000
非政府保証公募債	1,420,000	360,000	—	1,780,000	
10年第1回公営企業債券 ～10年第18回公営企業債券	1,420,000	—	—	1,420,000	0.64 ～2.95
10年第19回公営企業債券	—	30,000	—	30,000	2.02
20年第17回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.39
10年第20回公営企業債券	—	30,000	—	30,000	2.05
20年第18回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.58
30年第9回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.83
10年第21回公営企業債券	—	30,000	—	30,000	2.07

銘柄	当期首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当 期 末 償 還 残 高	利 率 (%)
変動利付 (CMS型) 第1回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	1.894
30年第10回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.74
10年第22回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.99
10年第23回公営企業債券	—	30,000	—	30,000	1.91
10年第24回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.94
20年第19回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.37
10年第25回公営企業債券	—	30,000	—	30,000	1.77
緑故債	4,118,209	333,500	539,833	3,911,875	
い号第43回公営企業債券 ～特別第1号第19回公営企業債券	4,118,209	—	539,833	3,578,375	0.67 ～3.40
特別第1号第20回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	2.18
特別第1号第21回公営企業債券	—	90,000	—	90,000	2.05
特別第1号第22回公営企業債券	—	80,000	—	80,000	1.94
特別第1号第23回公営企業債券	—	93,500	—	93,500	1.81
計	21,825,203	1,555,250	2,364,951	21,015,501	

ハ 引当金の明細

(単位：百万円)

引当金の種類	当期首残高	当期増加高	当期減少高		当期末残高
			目的使用	その他	
利差補てん引当金	178,711	11,354	22,216	—	167,849
債券借換損失引当金	2,599,867	355,782	—	—	2,955,649

ニ その他の主な資産及び負債の明細

(イ) 資産の部

現金預け金	現金0百万円、預け金408,095百万円
受取手形	該当ありません。
売掛金	該当ありません。
未収金	該当ありません。
未収収益	貸付金利息20,779百万円、受託手数料15百万円

(ロ) 負債の部

支払手形	該当ありません。
買掛金	該当ありません。
短期借入金	該当ありません。
未払金	消費税1百万円
未払費用	債券利息16,010百万円、支払雑利息1百万円

3 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高 (取得価格)	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (取得価格)	減価償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
土地	1,346	—	—	1,346	—	—	1,346
建物	909	—	—	909	260	21	648
構築物	67	0	0	67	39	2	28
機械器具備品	168	—	—	168	111	17	56
造作	346	—	—	346	73	27	273
敷金	103	—	—	103	—	—	103
計	2,941	0	0	2,942	485	68	2,457

4 出資先の明細

該当ありません。

5 子会社及び関連会社

該当ありません。

6 主な費用及び収益の明細

イ 国庫補助金等の明細

該当ありません。

ロ 役員及び職員の給与費の明細

(単位：百万円)

区 分	金 額
役 員 給	91
職 員 給	683
職 員 基 本 給	423
職 員 諸 手 当	219
超 過 勤 務 手 当	40
退 職 手 当	33
計	809

ハ 関連公益法人等の基本財産に対する出えん、寄付等の明細

該当ありません。

(c) 平成18年度資金収支実績

(単位：円)

収入科目	金額	支出科目	金額
前期末現金預け金	721,046,768,142	長期及び同意(許可)前貸付金	1,217,715,200,000
公営競技納付金	10,709,661,893	債券償還金	2,364,951,571,385
公営企業債券	1,552,147,850,000	固定資産取得費	241,003
政府保証債	858,788,850,000	事業損金	383,337,704,438
国内債	738,983,250,000	事務費	1,660,011,988
外債	119,805,600,000	支払利息	374,920,778,433
非政府保証債	693,359,000,000	債券発行諸費	6,756,914,017
公募債	359,859,000,000	その他	36,243,109
縁故債	333,500,000,000	期末現金預け金	767,830,615,537
長期及び同意(許可)前貸回収金	1,716,217,781,678		
事業益金	730,985,316,474		
雑収入	2,727,915,756		
その他	36,281,529		
合計	4,733,871,575,472	合計	4,733,871,575,472

(ハ) 平成19年度の財務諸表に対する監事の意見

公庫の予算及び決算に関する法律第18条
第1項の規定による監事の意見

平成19年度決算に係る財務諸表は、法令等の規定に従い正しく
表示され、かつ、その内容は適正なものであると認めます。

平成20年5月30日

公営企業金融公庫

監 事

橋本 勉

(二) 平成19年度財務諸表

貸借対照表(平成20年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
貸 付 金		債 券	
長 期 貸 付 金	23,230,026,891,133	債 券 発 行 高	19,976,118,812,817
受 託 貸 付 金	377,054,618,319	受 託 貸 付 資 金	377,054,618,319
現 金 預 け 金	922,483,575,192	未 払 費 用	15,594,109,456
現 金	30,000	未 払 債 券 利 息	15,592,223,044
預 け 金	922,483,545,192	未 払 支 払 雑 利 息	1,886,412
有 価 証 券	199,860,720,000	雑 勘 定	1,646,099,919
未 収 収 益	18,496,536,768	仮 受 金	49,889
未 収 貸 付 金 利 息	18,484,957,697	前 受 収 益	1,644,554,730
未 収 受 託 手 数 料	11,579,071	未 払 金	1,495,300
固 定 資 産		基 金	899,651,374,454
20 業 務 用 固 定 資 産	2,418,652,895	基 本 公 営 企 業 健 全 化 基 金	898,480,566,156
		組 入 公 営 企 業 健 全 化 基 金	1,170,808,298
		特 別 法 上 の 引 当 金	3,105,890,384,451
		利 差 補 て ん 引 当 金	150,240,651,041
		債 券 借 換 損 失 引 当 金	2,955,649,733,410
		(負 債 合 計)	24,375,955,399,416
		資 本 金	
		産 業 投 資 出 資 金	16,600,000,000
		当 期 利 益 金	357,785,594,891
		(資 本 合 計)	374,385,594,891
資 産 合 計	24,750,340,994,307	負 債 ・ 資 本 合 計	24,750,340,994,307

損益計算書〔平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで〕

損		失	利		益											
科	目	金額(円)	科	目	金額(円)											
経	常	費用	350,240,904,707	経	常	収	益	690,417,358,899								
債	券	利息	337,393,090,176	貸	付	金	利	息								
借	入	金	利息	73,519,831	長	期	貸	付	利	息	686,664,651,742					
支	払	雑	利息	347,100,000	受	託	手	数	料	179,953,279						
事		務	費	1,550,420,198	預	け	金	利	息	2,200,228,971						
俸	給	及	諸	給	与	有	価	証	券	益						
諸	支	出	金	99,605,983	有	価	証	券	益	856,570,000						
旅			費	24,220,586	雑			収	入	515,954,907						
業	務	諸	費	640,821,628	労働保険料被保険者負担金					4,096,518						
交		際	費	231,750	雑				益	511,858,389						
税			金	23,513,302	特	別		利	益							
債	券	発行	諸	費	2,120,801,491	利	差	補	て	ん	引	当	金	戻	入	24,138,583,912
償		却	費	7,585,139,477												
	20	固定資産減価償却費		63,177,411												
		債	券	発行	差	金	償	却								
				3,863,511,600												
		債	券	発行	費	償	却									
				3,658,450,466												
		雑		損				25,236								
		公営企業健全化基金へ組入		1,170,808,298												
特	別	損	失													
		利	差	補	て	ん	引	当	金	繰	入					
				6,529,443,213												
当	期	利	益	金	357,785,594,891											
合		計		714,555,942,811	合		計		714,555,942,811							

(注) 当期利益金 357,785,594,891 円は、機構法附則第9条第4項の規定により、積立金として整理することとする。

重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産 547,772,203 円

3 引当金の計上基準

(1) 利差補てん引当金

利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令（昭和 32 年政令第 79 号）第 15 条の 2 第 1 項及び附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫法施行規則（平成 13 年総務省・財務省令第 5 号）第 2 条及び附則第 2 条で定めるところにより算定した額を計上している。

(2) 債券借換損失引当金

発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき、当該事業年度末貸付金残高の 125/1000 に相当する額に達するまで、事業年度ごとに主務大臣の承認を受けた額を積み立てている。なお、同項の規定に基づき、前年度までに積み立てた額が本年度末貸付金残高の 125/1000 に相当する額を超えているため、本年度においては、新たな積み立てはしていない。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

① 債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和 26 年政令第 162 号)第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

② 債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第 1 条第 4 項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を 6 箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

5 重要な会計方針の変更

固定資産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、本年度から、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法とすることとした。

財産目録(平成20年3月31日現在)

摘	要	金額(円)
(資産の部)		
貸付金		
長期貸付	224,972口	23,230,026,891,133
受託貸付金	30,246口	377,054,618,319
現金預け金		922,483,575,192
現金		30,000
預け金	みずほコーポレート銀行外19行	922,483,545,192
有価証券		
国債	政府短期証券 1口 額面 200,000,000,000円	199,860,720,000
未収収益		18,496,536,768
未収貸付金利息		18,484,957,697
未収受託手数料		11,579,071
固定資産		
業務用固定資産		2,418,652,895
土地	7筆 9,529㎡	1,346,642,734
建物	12棟 延4,008㎡	649,164,736
構築物		26,580,173
機械器具備品	自動車2両、その他 148点	44,979,220
造作		248,014,692
敷金	1口	103,271,340
資産合計		24,750,340,994,307
(負債の部)		
債券		
債券発行高		19,976,118,812,817
受託貸付資金		377,054,618,319
未払費用		15,594,109,456
未払債券利息		15,592,223,044
未払支払雑利息		1,886,412
雑勘定		1,646,099,919
仮受金		49,889
前受収益		1,644,554,730
未払金		1,495,300
基金		899,651,374,454
基本公営企業健全化基金		898,480,566,156
組入公営企業健全化基金		1,170,808,298
特別法上の引当金		3,105,890,384,451
利差補てん引当金		150,240,651,041
債券借換損失引当金		2,955,649,733,410
負債合計		24,375,955,399,416
正味財産		374,385,594,891

(参考)

(a) 平成19年度財務諸表の勘定科目の概要

① 貸借対照表の概要

前記貸借対照表の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 貸付金 23,230,026,891,133円

長期貸付の残高であって、本年度1兆1,263億2,500万円の貸付けを行ったが、一方2兆1,636億9,041万9,762円の償還があったので、平成18年度末の残高24兆2,673億9,231万895円に対し、1兆373億6,541万9,762円の減少となった。

ii 受託貸付金 377,054,618,319円

農林漁業金融公庫の委託を受けて貸付けを行っている公有林整備事業及び草地開発事業に対する受託貸付金勘定であって、本年度128億8,770万円の貸付けを行ったが、一方221億2,398万9,192円の償還があったので、平成18年度末の残高3,862億9,090万7,511円に対し、92億3,628万9,192円の減少となった。

iii 現金預け金 922,483,575,192円

年度末における手持現金の残高3万円と銀行預け金の残高9,224億8,354万5,192円の合計額である。

iv 有価証券 199,860,720,000円

国債である。

v 未収収益 18,496,536,768円

未収貸付金利息184億8,495万7,697円及び未収受託手数料1,157万9,071円の合計額である。

vi 固定資産 2,418,652,895円

土地13億4,664万2,734円、建物6億4,916万4,736円、構築物2,658万173円、機械器具備品4,497万9,220円、造作2億4,801万4,692円及び敷金1億327万1,340円の合計額である。

vii 債券 19,976,118,812,817円

公営企業債券の残高であって、本年度においては、1兆3,974億3,000万円(うち国外債券1,197億8,000万円)を発行し、償還額2兆4,368億1,298万9,937円(うち国外債券860億3,598万9,937円)を差し引いたので、平成18年度末の残高21兆155億180万2,754円に対し、1兆393億8,298万9,937円の減少となった。

viii 受託貸付資金 377,054,618,319円

公有林整備事業及び草地開発事業に貸し付けるため農林漁業金融公庫から交付された資金の残高である。

ix 未払費用 15,594,109,456円

未払債券利息155億9,222万3,044円(うち国外債券81億1,546万4,892円)及び未払支払雑利息188万6,412円の合計額である。

x 雑勘定 1,646,099,919円

臨時職員の健康保険料預り金等の仮受金4万9,889円、当年度発生消費税の未払金149万5,300円、国外公営企業債券の償還を目的とした長期先物為替契約により発生した前受収益16億4,455万4,730円(18年度末の残高25億1,834万2,539円から、当年度取りくずした8億7,378万7,809円を差し引いた額)の合計額である。

xi 基 金 899,651,374,454 円

基本公営企業健全化基金 8,984 億 8,056 万 6,156 円(18 年度末の残高 8,843 億 4,097 万 8,707 円と当年度計上された 141 億 3,958 万 7,449 円との合計額)と組入公営企業健全化基金 11 億 7,080 万 8,298 円の合計額である。

xii 特別法上の引当金 3,105,890,384,451 円

低利貸付に係る利子の軽減に充てるための利差補てん引当金 1,502 億 4,065 万 1,041 円(18 年度末の残高 1,678 億 4,979 万 1,740 円と当年度計上された 65 億 2,944 万 3,213 円との合計額 1,743 億 7,923 万 4,953 円から、当年度取りくずした 241 億 3,858 万 3,912 円を差し引いた額)及び債券借換損失引当金 2 兆 9,556 億 4,973 万 3,410 円の合計額である。

xiii 資 本 金 16,600,000,000 円

産業投資特別会計から出資された額の合計額である。

② 損益計算書の概要

前記損益計算書の各勘定科目の概要は以下のとおりです。

i 債 券 利 息 337,393,090,176 円

公営企業債券の本年度支払利息 3,386 億 8,557 万 1,988 円(うち国外債券利息 210 億 1,002 万 5,075 円)と未払利息 155 億 9,222 万 3,044 円(うち未払国外債券利息 81 億 1,546 万 4,892 円)との合計額 3,542 億 7,779 万 5,032 円から当年度前受収益の取崩額 8 億 7,378 万 7,809 円と前年度計上済の未払利息戻入額 160 億 1,091 万 7,047 円(うち未払国外債券利息戻入額 98 億 5,941 万 3,424 円)を差し引いた額である。

ii 借 入 金 利 息 73,519,831 円

本年度中の短期借入金に係る支払利息である。

iii 支 払 雑 利 息 347,100,000 円

有価証券店頭指数等スワップ取引に係る本年度支払利息 3 億 4,710 万円と未払利息 188 万 6,412 円の合計額 3 億 4,898 万 6,412 円から前年度計上済の未払利息戻入額 188 万 6,412 円を差し引いた額である。

iv 事 務 費 1,550,420,198 円

人件費及び物件費である。

v 債 券 発 行 諸 費 2,120,801,491 円

本年度支出した債券発行諸費 57 億 7,925 万 1,957 円(元利金支払手数料 19 億 38 万 2,807 円、債券発行手数料 33 億 2,841 万 7,596 円、債券発行雑費 5 億 5,045 万 1,554 円)のうち 21 億 2,080 万 1,491 円は本年度損金計上額であり、36 億 5,845 万 466 円については、繰延資産に計上するものである。

vi 償 却 費 7,585,139,477 円

固定資産の当年度分減価償却額及び公営企業債券に係る発行差金と債券発行費のうち、平成 19 年度に計上された繰延資産に係る当年度償却額である。

vii 雑 損 25,236 円

固定資産(什器)の除却に伴う雑損の計上額である。

viii 公営企業健全化基金へ組入 1,170,808,298 円

公営企業健全化基金の運用収益からその管理費用及び利子軽減所要額を差し引いた残額につい

て、本年度基金に組み入れたものである。

ix 利差補てん引当金繰入 6,529,443,213 円

低利貸付に係る利子の軽減に充てるための引当金への繰入額である。

x 貸付金利息 686,664,651,742 円

長期貸付利息 6,889 億 5,942 万 8,532 円、長期貸付の未収貸付金利息 184 億 8,495 万 7,697 円の合計額 7,074 億 4,438 万 6,229 円から前年度計上済の未収貸付金利息戻入額 207 億 7,973 万 4,487 円を差し引いた額である。

xi 受託手数料 179,953,279 円

農林漁業金融公庫からの受託手数料収入分 1 億 8,408 万 8,650 円と未収分 1,157 万 9,071 円との合計額 1 億 9,566 万 7,721 円から前年度計上済の未収受託手数料戻入額 1,571 万 4,442 円を差し引いた額である。

xii 預け金利息 2,200,228,971 円

銀行預金による預け金利息である。

xiii 有価証券益 856,570,000 円

余裕金の運用により取得した有価証券の償還益である。

xiv 雑収入 515,954,907 円

雇用保険料の被保険者負担金 409 万 6,518 円、繰上償還に係る補償金 4 億 9,757 万 3,516 円、その他職員住宅家賃等の収入である。

xv 利差補てん引当金戻入 24,138,583,912 円

利差補てん引当金よりの本年度取崩額である。

(b) 平成19年度附属明細書

附属明細書の計数について
 1 金額の単位未満は切り捨てて表示しているため、合計が一致しないことがある。
 2 「0」は単位未満、「-」は皆無を表している。

1 出資者及び出資額の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
産業投資特別会計出資金	16,600	—	—	16,600

(注) 出資金については、公営企業金融公庫法第5条の規定により、全額を政府から受け入れています。

2 主な資産及び負債の明細

イ 長期借入金の明細

該当ありません。

ロ 債券の明細

(単位：百万円)

銘 柄	当 期 首 未 償 還 残 高	当期発行高	当期償還高	当 期 末 未 償 還 残 高	利 率 (%)
政府保証債(国内債)	14,274,950	652,650	2,009,070	12,918,530	
政府保証第749回公営企業債券 ～政府保証第873回公営企業債券	14,274,950	—	2,009,070	12,265,880	0.5 ～2.8
政府保証第874回公営企業債券	—	110,000	—	110,000	1.7
政府保証15年第4回公営企業債券	—	35,000	—	35,000	2.0
政府保証第875回公営企業債券	—	110,000	—	110,000	1.7
政府保証第876回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.9
政府保証第877回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.9
政府保証15年第5回公営企業債券	—	30,000	—	30,000	2.2
政府保証第878回公営企業債券	—	30,000	—	30,000	1.9
政府保証第879回公営企業債券	—	30,000	—	30,000	1.7
政府保証第880回公営企業債券	—	30,000	—	30,000	1.7
政府保証第881回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.5
政府保証第882回公営企業債券	—	60,000	—	60,000	1.6
政府保証第883回公営企業債券	—	67,650	—	67,650	1.4
政府保証債(外債)	1,048,675	119,780	86,035	1,082,419	
政府保証第1回ユーロ・フラン公営企業債券 ～政府保証第4回ユーロ・円公営企業債券	1,048,675	—	86,035	962,639	1.350 ～6.750
政府保証第3回ユーロ・ドル公営企業債券	—	119,780	—	119,780	5.000
非政府保証公募債	1,780,000	370,000	434	2,149,566	
10年第1回公営企業債券 ～10年第25回公営企業債券	1,780,000	—	434	1,779,566	0.64 ～2.95
20年第20回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.25
10年第26回公営企業債券	—	30,000	—	30,000	1.78
20年第21回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.43
10年第27回公営企業債券	—	30,000	—	30,000	2.02
20年第22回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	2.32
10年第28回公営企業債券	—	50,000	—	50,000	1.89
20年第23回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	2.29
10年第29回公営企業債券	—	30,000	—	30,000	1.77

銘柄	当期首 未償還残高	当期発行高	当期償還高	当 未 償 還 残 高	利 率 (%)
5年第1回公営企業債券	—	130,000	—	130,000	1.14
縁故債	3,911,875	255,000	341,273	3,825,602	
い号第46回公営企業債券 ～特別第1号第23回公営企業債券	3,911,875	—	341,273	3,570,602	0.67 ～2.20
特別第1号第24回公営企業債券	—	40,000	—	40,000	1.85
特別第1号第25回公営企業債券	—	70,000	—	70,000	2.03
特別第1号第26回公営企業債券	—	20,000	—	20,000	1.93
特別第1号第27回公営企業債券	—	30,000	—	30,000	1.68
特別第1号第28回公営企業債券	—	95,000	—	95,000	1.59
計	21,015,501	1,397,430	2,436,812	19,976,118	

ハ 引当金の明細

(単位：百万円)

引当金の種類	当期首残高	当期増加高	当期減少高		当期末残高
			目的使用	その他	
利差補てん引当金	167,849	6,529	24,138	—	150,240
債券借換損失引当金	2,955,649	—	—	—	2,955,649

ニ その他の主な資産及び負債の明細

(イ) 資産の部

現金預け金	現金0百万円、預け金922,483百万円
受取手形	該当ありません。
売掛金	該当ありません。
未収金	該当ありません。
未収収益	貸付金利息18,484百万円、受託手数料11百万円

(ロ) 負債の部

支払手形	該当ありません。
買掛金	該当ありません。
短期借入金	該当ありません。
未払金	消費税1百万円
未払費用	債券利息15,592百万円、支払雑利息1百万円

3 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高 (取得価格)	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (取得価格)	減価償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
土地	1,346	—	—	1,346	—	—	1,346
建物	909	20	—	930	280	20	649
構築物	67	0	—	67	41	2	26
機械器具備品	168	1	0	168	123	12	44
造作	346	2	—	349	101	27	248
敷金	103	—	—	103	—	—	103
計	2,942	24	0	2,966	547	63	2,418

4 出資先の明細

該当ありません。

5 子会社及び関連会社

該当ありません。

6 主な費用及び収益の明細

イ 国庫補助金等の明細

該当ありません。

ロ 役員及び職員の給与費の明細

(単位：百万円)

区 分	金 額
役 員 給	90
職 員 給	660
職 員 基 本 給	404
職 員 諸 手 当	213
超 過 勤 務 手 当	41
退 職 手 当	11
計	762

ハ 関連公益法人等の基本財産に対する出えん、寄付等の明細

該当ありません。

(c) 平成19年度資金収支実績

(単位：円)

収入科目	金額	支出科目	金額
前期末現金預け金	767,830,615,537	長期及び同意(許可)前貸付金	1,126,325,000,000
公営競技納付金	14,139,587,449	債券償還金	2,436,812,989,937
公営企業債券	1,393,566,488,400	固定資産取得費	24,832,174
政府保証債	768,794,488,400	事業損金	346,436,276,374
国内債	649,879,300,000	事務費	1,550,832,598
外債	118,915,188,400	支払利息	339,106,191,819
非政府保証債	624,772,000,000	債券発行諸費	5,779,251,957
公募債	369,772,000,000	その他	37,133,422
縁故債	255,000,000,000	期末現金預け金	1,122,344,295,192
長期及び同意(許可)前貸回収金	2,163,690,419,762		
事業益金	688,959,428,532		
雑収入	3,756,842,528		
その他	37,144,891		
合計	5,031,980,527,099	合計	5,031,980,527,099

(ホ) 平成15年度から平成19年度までの貸借対照表及び損益計算書

平成15年度から平成19年度までの貸借対照表

(単位：円)

年 度(平成)		15	16	17	18	19
資産の部	貸付金					
	長期貸付	24,888,435,338,303	25,024,051,185,425	24,765,894,892,573	24,267,392,310,895	23,230,026,891,133
	受託貸付金	414,615,548,819	405,271,569,195	395,257,170,471	386,290,907,511	377,054,618,319
	現金預け金	586,072,860,977	665,836,434,158	621,063,168,142	408,095,915,537	922,483,575,192
	現金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	預け金	586,072,830,977	665,836,404,158	621,063,138,142	408,095,885,537	922,483,545,192
	有価証券	129,998,650,000	0	99,983,600,000	359,734,700,000	199,860,720,000
	未収収益	24,799,394,440	23,610,677,955	22,136,608,181	20,795,448,929	18,496,536,768
	未収貸付金利息	24,759,102,503	23,553,947,336	22,125,333,984	20,779,734,487	18,484,957,697
	未収受託手数料	40,291,937	56,730,619	11,274,197	15,714,442	11,579,071
	固定資産					
	・20業務用固定資産	2,581,068,570	2,569,904,630	2,525,281,726	2,457,023,368	2,418,652,895
	資産合計	26,046,502,861,109	26,121,339,771,363	25,906,860,721,093	25,444,766,306,240	24,750,340,994,307
負債及び資本の部	債券					
	債券発行高	22,614,090,636,767	22,377,651,948,931	21,825,203,374,139	21,015,501,802,754	19,976,118,812,817
	受託貸付資金	414,615,548,819	405,271,569,195	395,257,170,471	386,290,907,511	377,054,618,319
	未払費用	12,880,225,799	12,540,248,341	13,549,190,272	16,012,803,459	15,594,109,456
	未払債券利息	12,878,339,387	12,538,361,929	13,547,303,860	16,010,917,047	15,592,223,044
	未払支払雑利息	1,886,412	1,886,412	1,886,412	1,886,412	1,886,412
	雑勘定	6,849,708,158	5,208,046,766	3,746,814,249	2,520,288,659	1,646,099,919
	仮受金	0	0	0	38,420	49,889
	前受収益	6,847,259,558	5,204,580,266	3,746,801,149	2,518,342,539	1,644,554,730
	未払金	2,448,600	3,466,500	13,100	1,907,700	1,495,300
	基金	860,606,507,383	867,556,189,346	873,924,990,719	884,340,978,707	899,651,374,454
	基本公営企業健全化基金	860,606,507,383	867,556,189,346	873,924,990,719	884,340,978,707	898,480,566,156
	組入公営企業健全化基金	0	0	0	0	1,170,808,298
	特別法上の引当金	2,120,860,234,183	2,436,511,768,784	2,778,579,181,243	3,123,499,525,150	3,105,890,384,451
	利差補てん引当金	120,872,024,555	151,437,032,412	178,711,471,668	167,849,791,740	150,240,651,041
	債券借換損失引当金	1,999,988,209,628	2,285,074,736,372	2,599,867,709,575	2,955,649,733,410	2,955,649,733,410
	(負債合計)	26,029,902,861,109	26,104,739,771,363	25,890,260,721,093	25,428,166,306,240	24,375,955,399,416
	資本金					
	産業投資出資金	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000
	当期利益金	0	0	0	0	357,785,594,891
(資本合計)	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	16,600,000,000	374,385,594,891	
負債・資本合計	26,046,502,861,109	26,121,339,771,363	25,906,860,721,093	25,444,766,306,240	24,750,340,994,307	

平成15年度から平成19年度までの損益計算書

(単位：円)

年 度(平成)		15	16	17	18	19
損 失	経常費用	562,085,139,305	496,636,786,055	436,236,451,410	387,745,402,976	350,240,904,707
	債券利息	542,451,954,033	477,872,821,256	421,608,239,021	375,776,554,421	337,393,090,176
	借入金利息	139,726	0	0	32,278,589	73,519,831
	支払雑利息	347,100,000	347,100,000	347,100,000	347,100,000	347,100,000
	事務費	1,673,802,231	1,795,776,972	1,614,877,525	1,661,906,588	1,550,420,198
	俸給及諸給与	760,804,469	787,694,785	774,072,538	809,567,537	762,026,949
	諸支出金	96,320,678	99,769,280	103,594,053	105,541,359	99,605,983
	旅 費	33,306,716	31,752,157	31,693,445	22,329,554	24,220,586
	業務諸費	756,349,430	845,870,078	677,381,587	699,064,246	640,821,628
	交際費	443,000	346,250	257,500	243,250	231,750
	税金	26,577,938	30,344,422	27,878,402	25,160,642	23,513,302
	債券発行諸費	5,455,767,147	4,051,816,835	3,341,231,864	2,888,133,574	2,120,801,491
	償却費	12,154,380,574	12,568,435,402	9,324,559,593	7,039,429,588	7,585,139,477
	20 固定資産減価償却費	54,807,017	65,446,547	69,552,048	68,499,145	63,177,411
	債券発行差金償却	5,255,900,000	6,978,047,200	4,370,426,000	3,102,150,000	3,863,511,600
	債券発行費償却	6,843,673,557	5,524,941,655	4,884,581,545	3,868,780,443	3,658,450,466
	雑 損	1,995,594	835,590	443,407	216	25,236
	公営企業健全化基金へ組入	0	0	0	0	1,170,808,298
	特別損失	331,232,824,371	354,015,297,410	366,916,978,927	367,136,877,336	6,529,443,213
	固定資産除却損	60,392,359	36,115,077	0	0	0
	債券償還損	0	14,862,500,000	2,622,500,000	0	0
	利差補てん引当金繰入	58,491,658,908	54,030,155,589	49,501,505,724	11,354,853,501	6,529,443,213
	債券借換損失引当金繰入	272,680,773,104	285,086,526,744	314,792,973,203	355,782,023,835	0
当期利益金	0	0	0	0	357,785,594,891	
合 計	893,317,963,676	850,652,083,465	803,153,430,337	754,882,280,312	714,555,942,811	
利 益	経常収益	869,140,291,458	826,884,473,320	780,926,363,869	732,665,746,883	690,417,358,899
	貸付金利息	861,938,010,720	822,312,194,659	777,110,940,594	729,639,716,977	686,664,651,742
	同意前貸付利息	-	-	-	18,316,115	0
	許可前貸付利息	480,681	885,972	14,163,013	16,563	0
	長期貸付利息	861,937,530,039	822,311,308,687	777,094,410,458	729,621,384,299	686,664,651,742
	短期貸付利息	0	0	2,367,123	0	0
	受託手数料	276,286,579	280,409,339	209,493,948	197,925,136	179,953,279
	預け金利息	57,777,629	50,443,546	120,816,765	755,253,486	2,200,228,971
	有価証券益					
	有価証券益	55,163,810	26,600,000	0	799,510,000	856,570,000
	雑 収 入	713,323,187	555,522,205	830,670,102	979,667,379	515,954,907
	労働保険料被保険者負担金	4,742,989	4,727,320	5,541,752	5,608,836	4,096,518
	雑 益	708,580,198	550,794,885	825,128,350	974,058,543	511,858,389
	公営企業健全化基金より受入					
	基本公営企業健全化基金より受入	6,099,729,533	3,659,303,571	2,654,442,460	293,673,905	0
	特別利益	24,177,672,218	23,767,610,145	22,227,066,468	22,216,533,429	24,138,583,912
	固定資産売却益	0	302,462,413	0	0	0
利差補てん引当金戻入	24,177,672,218	23,465,147,732	22,227,066,468	22,216,533,429	24,138,583,912	
合 計	893,317,963,676	850,652,083,465	803,153,430,337	754,882,280,312	714,555,942,811	

2. 行政コスト計算財務書類

平成 13 年 6 月 19 日財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」において「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、公庫及びその他の特殊法人等は説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、平成 12 年度決算から、行政コスト計算財務書類を作成・公表することとなりました。

行政コスト計算書は各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した会計処理に基づいて作成し、国民負担を明確にするため、通常企業単体のコストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用を加算して算出されています。

なお、行政コスト計算財務書類の概要については本発行者情報概要書 11 ページ以降を、詳細については次ページ以降をご参照下さい。

(イ) 平成18年度行政コスト計算財務書類（平成19年7月31日公表）

行政コスト計算書
（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

（単位：円）

I 業務費用		
仮定損益計算書上の費用		
資金調達費用	380,331,105,990	
その他業務費用	7,104,014,017	
営業経費	1,715,766,032	
その他経常費用	216	389,150,886,255
(控除)業務収入		
資金運用収益	△ 729,639,716,977	
役務取引等収益	△ 197,925,136	
その他業務収益	△ 1,678,323,211	
その他経常収益	△ 1,222,512,448	△ 732,738,477,772
業務費用合計		△ 343,587,591,517
II 機会費用		
政府出資等の機会費用	273,900,000	
公務員からの出向職員に係る退職給付引当金増加額	26,916,314	
機会費用合計		300,816,314
III 行政コスト		△ 343,286,775,203

民間企業仮定貸借対照表
(平成19年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	408,095,915,537	債 券	21,003,852,983,318
有 価 証 券	359,792,373,913	受 託 貸 付 資 金	386,290,907,511
国 債	359,792,373,913	そ の 他 負 債	17,657,281,023
貸 付 金※1	24,267,392,310,895	未 払 金	1,907,700
受 託 貸 付 金	386,290,907,511	長 期 未 払 金	1,644,417,856
そ の 他 資 産	22,665,812,620	未 払 費 用	16,010,917,047
未 収 収 益	20,908,808,896	そ の 他 の 負 債	38,420
そ の 他 の 資 産	1,757,003,724	賞 与 引 当 金	60,824,256
有 形 固 定 資 産	2,353,752,028	退 職 給 付 引 当 金	176,889,448
建 物	648,381,887	公 営 企 業 健 全 化 基 金	884,340,978,707
土 地	1,346,642,734	(負 債 の 部 合 計)	22,292,379,864,263
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	358,727,407	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	188,867,448	株 主 資 本	3,154,400,075,689
ソ フ ト ウ ェ ア	188,867,448	資 本 金	16,600,000,000
貸 倒 引 当 金	0	利 益 剰 余 金	3,137,800,075,689
		そ の 他 の 利 益 剰 余 金	3,137,800,075,689
		利 差 補 て ん 積 立 金 ※2	167,849,791,740
		金 利 変 動 積 立 金 ※3	2,955,649,733,410
		繰 越 利 益 剰 余 金	14,300,550,539
		(純 資 産 の 部 合 計)	3,154,400,075,689
資 産 の 部 合 計	25,446,779,939,952	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	25,446,779,939,952

※1 貸付金のうち、「銀行法施行規則」(昭和57年3月31日大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号ロに該当する「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」はない。

※2 利差補てん積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「利差補てん引当金」として表示している。

※3 金利変動積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「債券借換損失引当金」として表示している。

民間企業仮定損益計算書
(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 益	732,738,477,772
資 金 運 用 収 益	729,639,716,977
貸 付 金 利 息	729,639,716,977
役 務 取 引 等 収 益	197,925,136
受 託 手 数 料	197,925,136
そ の 他 業 務 収 益	1,678,323,211
預 け 金 利 息	833,415,868
有 価 証 券 利 息	844,907,343
そ の 他 経 常 収 益	1,222,512,448
公 営 企 業 健 全 化 基 金 取 崩 益	293,673,905
そ の 他 の 経 常 収 益	928,838,543
経 常 費 用	389,150,886,255
資 金 調 達 費 用	380,331,105,990
債 券 利 息	380,298,827,401
借 入 金 利 息	32,278,589
そ の 他 業 務 費 用	7,104,014,017
債 券 発 行 費	6,756,914,017
そ の 他 の 支 払 利 息	347,100,000
営 業 経 費	1,715,766,032
一 般 管 理 費	1,482,136,569
賞 与 引 当 金 繰 入 額	60,824,256
退 職 給 付 費 用	21,626,156
減 価 償 却 費	151,179,051
そ の 他 経 常 費 用	216
経 常 利 益	343,587,591,517
当 期 純 利 益	343,587,591,517

キャッシュ・フロー計算書
(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	1,716,217,781,678
貸付金払出による支出	△ 1,217,715,200,000
貸付金利息収入	730,638,216,474
債券発行による収入	1,552,147,850,000
債券償還による支出	△ 2,367,581,168,767
債券利息支出	△ 371,911,802,462
債券発行費支出	△ 6,756,914,017
短期借入金による収入	601,900,000,000
短期借入金償還による支出	△ 601,900,000,000
短期借入金利息支出	△ 32,278,589
受託手数料収入	193,484,891
運用利息収入	957,213,486
業務経費支出	△ 1,585,750,057
その他業務活動による収入	1,031,770,876
業務活動によるキャッシュ・フロー	35,603,203,513
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	430,000,000,000
有価証券の取得による支出	△ 329,418,850,000
有形固定資産の取得による支出	△ 241,003
無形固定資産の取得による支出	△ 68,653,095
投資活動によるキャッシュ・フロー	100,512,255,902
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
公営競技納付金収入	10,709,661,893
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,709,661,893
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
V 現金及び現金同等物の増加額	146,825,121,308
VI 現金及び現金同等物の期首残高	621,063,168,142
VII 現金及び現金同等物の期末残高	767,888,289,450

民間企業仮定株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：円)

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金					
		その他利益剰余金					
		利差補てん積立金 ※1	金利変動積立金 ※2	繰越利益剰余金 ※3			
前年度末残高	16,600,000,000	178,711,471,668	2,599,867,709,575	15,633,302,929	2,810,812,484,172	2,810,812,484,172	
当年度変動額							
当期純利益	-	-	-	343,587,591,517	343,587,591,517	343,587,591,517	
利差補てん積立金の積立て	-	11,354,853,501	-	△ 11,354,853,501	0	0	
利差補てん積立金の取崩し	-	△ 22,216,533,429	-	22,216,533,429	0	0	
金利変動積立金の積立て	-	-	355,782,023,835	△ 355,782,023,835	0	0	
当年度変動額合計	-	△ 10,861,679,928	355,782,023,835	△ 1,332,752,390	343,587,591,517	343,587,591,517	
当年度末残高	16,600,000,000	167,849,791,740	2,955,649,733,410	14,300,550,539	3,154,400,075,689	3,154,400,075,689	

※1 利差補てん積立金は、利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令(昭和32年政令第79号)第15条の2第1項の規定に基づき算定している額である。

※2 金利変動積立金は、発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第16条第1項の規定に基づき算定している額である。

※3 繰越利益剰余金は、法定の財務諸表では一括償却している債券発行差金について、償却原価法により、債券から直接控除して計上したこと等に伴うものである。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）によっている。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、定額法を採用している。

主要な耐用年数は次のとおりである。

建物：47年

動産：5年～30年

(2)無形固定資産

公庫利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却している。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」(平成11年7月1日金検第177号、平成19年2月16日最終改正)に定める基準に従い計上している。

その結果、期末における貸倒引当金の計上額は無い。

(2)賞与引当金

役員及び職員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当期の勤務に係る部分を計上している。

(3)退職給付引当金

①採用している退職給付制度の概要

確定している退職給付制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けている。

②退職給付引当金の計上基準

役員及び職員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上している。

③退職給付債務に関する事項

退職給付債務 372,389,621 円

年金資産 195,500,173 円

退職給付引当金 176,889,448 円

退職給付債務の算定は簡便法によっている。

④退職給付費用の額 21,626,156 円

退職一時金に係る退職給付費用の額 8,798,940 円

厚生年金基金に係る退職給付費用の額 12,827,216 円

上記については、相殺後の金額を民間企業仮定損益計算書に計上している。

5. その他の重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

① 債券発行費

公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)第1条第4項に基づき、財務大臣が別に定めたと
ころ(支出時に全額費用として処理)により償却している。

② 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い

債券発行差金については、繰延資産(負債)として計上し、償還までの期間に対応して償却していたが、当
事業年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年8月11日実
務対応報告第19号)を適用している。

これによる損益に与える影響はない。

前事業年度において繰延資産に含めていた債券発行差金については、当事業年度から、債券から直接控除し
ている。

前事業年度において資金調達費用の内訳として表示していた債券発行差金償却額については、当事業年度か
ら債券利息に含めて表示している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6ヶ月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについ
て特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券の元利償還

b. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…物価連動債券の元利償還及び変動利付債券の利払

③ ヘッジ方針

外貨建債券の為替変動リスク並びに物価連動債券及び変動利付債券の金利変動リスクをヘッジするため、対
象債務の範囲内でヘッジを行っている。

④ ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びそ
の後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略
している。

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

6. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1) 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容
易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少のリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の
到来する短期投資からなる。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	期末残高
現金預け金	408,095,915,537 円
有価証券	359,792,373,913 円
現金及び現金同等物	767,888,289,450 円

7. 機会費用の計上基準

(1) 政府出資等に係る機会費用の算出に用いた利子率

決算日における 10 年国債の利回りを使用している。

18 年度末 1.650%

(2) 公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

退職給付引当金の公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数は、次のとおりである。

対象者数 76 人

会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成 17 年 12 月 9 日企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成 17 年 12 月 9 日企業会計基準適用指針第 8 号)を適用している。

当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は「純資産の部」と同額である。

(金融商品に関する会計基準等)

当事業年度から、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成 18 年 8 月 11 日企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会最終改正平成 18 年 10 月 20 日会計制度委員会報告第 14 号)を適用している。

これにより、債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としており、従来の資産の部の「債券発行差金」は 25,106 百万円、負債の部の「債券発行差金」は 2,216 百万円減額し、「債券」が 22,889 百万円減少している。

表示方法の変更

「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始される事業年度より適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示している。

附属明細書

1. 資本に関する事項

(単位：円)

区分	国の会計区分	根拠法令	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
資本金	産業投資特別会計 産業投資出資金	公営企業金融 公庫法第5条	16,600,000,000	0	0	16,600,000,000

2. 資産及び負債に関する事項

(1) 有価証券の明細

(単位：円)

区分	種類及び銘柄	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
満期保有目的の債券	388回割引短期国債	99,995,876,570	4,123,430	100,000,000,000	0
	408回政府短期証券	0	240,000,000,000	240,000,000,000	0
	408回割引短期国債	0	330,000,000,000	330,000,000,000	0
	438回政府短期証券	0	359,792,373,913	0	359,792,373,913
	計	99,995,876,570	929,796,497,343	670,000,000,000	359,792,373,913

(2) 事業資産等の明細

① 本事業年度末の現在額及び前事業年度末からの増減額

(単位：円)

区分	リスク管理債権	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸付金	正常債権	24,765,894,892,573	1,217,715,200,000	1,716,217,781,678	24,267,392,310,895
	要管理債権	0	0	0	0
	危険債権	0	0	0	0
	破産更生債権等	0	0	0	0
	計	24,765,894,892,573	1,217,715,200,000	1,716,217,781,678	24,267,392,310,895

② 貸倒引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	0	0	0	0
個別貸倒引当金	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(注) 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る貸倒引当金の明細である。

③ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0	0
危 険 債 権	0	0	0
要 管 理 債 権	0	0	0
正 常 債 権	24,788,020,226,557	24,288,172,045,382	△ 499,848,181,175
計	24,788,020,226,557	24,288,172,045,382	△ 499,848,181,175

- (注) 1. 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る明細である。
2. 金融機関における破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権をいう。
3. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。
4. 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 2. から 4. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

④ リスク管理債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破 綻 先 債 権	0	0	0
延 滞 債 権	0	0	0
3ヶ月以上延滞債権	0	0	0
貸出条件緩和債権	0	0	0
計	0	0	0

- (注) 1. 金融機関における破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。
3. 3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権又は延滞債権に該当しないものである。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものである。

⑤ 固定資産(事業資産を除く)の取得、処分及び減価償却費の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却費		差引 当期末残高
						累計額	当期償却額	
有形固定資産	建物	909,221,485	0	0	909,221,485	260,839,598	21,261,302	648,381,887
	土地	1,346,642,734	0	0	1,346,642,734	0	0	1,346,642,734
	その他の有形固定資産	582,838,690	241,003	4,328	583,075,365	224,347,958	47,237,843	358,727,407
	計	2,838,702,909	241,003	4,328	2,838,939,584	485,187,556	68,499,145	2,353,752,028
無形固定資産	ソフトウェア	847,629,621	68,653,095	0	916,282,716	727,415,268	82,679,906	188,867,448
投資その他の資産	保証金	103,271,340	0	0	103,271,340	0	0	103,271,340

(注)保証金は、仮定貸借対照表では「その他の資産」に計上している。

⑥ 債券の明細

(単位：円、%)

銘柄	期首残高	当期発行額	当期減少額	期末残高	利率
政府保証債(国内債) 第736回～第861回公営企業債券	15,212,193,139,444	5,156,756,440	1,742,740,000,000	13,474,609,895,884	0.5～3.4
政府保証債(国内債) 第862回～第873回公営企業債券	0	659,339,400,187	0	659,339,400,187	1.7～2.0
政府保証債(国内債) 15年第1回公営企業債券	39,945,220,000	0	3,192,000	39,942,028,000	1.6
政府保証債(国内債) 15年第2回～3回公営企業債券	0	79,823,888,280	0	79,823,888,280	2.1～2.2
政府保証債(外債) 第6回ヤンキー・ドル公営企業債券～ 第2回グローバル・ドル公営企業債券	1,024,631,496,223	585,237,909	85,505,599,038	939,711,135,094	1.350～8.375
政府保証債(外債) 第4回グローバル・円公営企業債券	0	119,823,418,704	0	119,823,418,704	2.000
非政府保証公募債 10年第1回～第18回公営企業債券	849,801,049,110	25,700,000	0	849,826,749,110	0.64～1.77
非政府保証公募債 10年第19回～第25回公営企業債券	0	239,898,683,120	0	239,898,683,120	1.77～2.07
非政府保証公募債 20年第1回～第16回公営企業債券	309,747,815,740	13,800,000	0	309,761,615,740	1.03～2.33
非政府保証公募債 20年第17回～第19回公営企業債券	0	59,988,516,640	0	59,988,516,640	2.37～2.58
非政府保証公募債 30年第1回～第8回公営企業債券	149,847,029,610	5,332,800	0	149,852,362,410	2.39～2.95
非政府保証公募債 30年第9回～第10回公営企業債券	0	39,978,427,680	0	39,978,427,680	2.74～2.83
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000	変動
非政府保証公募債 物価連動第1回～第2回公営企業債券	40,000,000,000	0	0	40,000,000,000	1.248～1.408

銘柄	期首残高	当期発行額	当期減少額	期末残高	利率
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	50,000,000,000	0	0	50,000,000,000	1.39～2.01
非政府保証公募債 変動利付（CMS型）第1回公営企業債券	0	20,000,000,000	0	20,000,000,000	1.894
縁故債 い号第43回公営企業債券～ 特別第1号第19回公営企業債券	4,117,336,334,469	294,128,000	539,833,600,000	3,577,796,862,469	0.67～3.40
縁故債 特別第1号第20回～第23回公営 企業債券	0	333,500,000,000	0	333,500,000,000	1.81～2.18
計	21,813,502,084,596	1,558,433,289,760	2,368,082,391,038	21,003,852,983,318	

⑦ 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職一時金に係る引当金	132,964,028	8,798,940	33,876,707	107,886,261
厚生年金基金に係る引当金	67,043,943	12,827,216	10,867,972	69,003,187
計	200,007,971	21,626,156	44,744,679	176,889,448

⑧ その他の引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	60,763,409	60,824,256	60,763,409	60,824,256

⑨ その他の主要な資産及び負債の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
現金及び預け金	621,063,168,142	0	212,967,252,605	408,095,915,537
未収収益	22,171,805,766	20,908,808,896	22,171,805,766	20,908,808,896
未収貸付金利息	22,125,333,984	20,779,734,487	22,125,333,984	20,779,734,487
未収受託手数料	11,274,197	15,714,442	11,274,197	15,714,442
未収預け金利息	35,197,585	113,359,967	35,197,585	113,359,967
その他の資産	2,243,297,982	0	486,294,258	1,757,003,724
長期前払費用	1,991,517,856	0	347,100,000	1,644,417,856
その他	251,780,126	0	139,194,258	112,585,868
未払金	13,100	1,907,700	13,100	1,907,700
未払消費税	13,100	1,907,700	13,100	1,907,700
長期未払金	1,991,517,856	0	347,100,000	1,644,417,856
未払費用	13,547,303,860	16,010,917,047	13,547,303,860	16,010,917,047
未払債券利息	4,916,919,983	6,151,503,623	4,916,919,983	6,151,503,623
未払国外債券利息	8,630,383,877	9,859,413,424	8,630,383,877	9,859,413,424
その他の負債	0	38,420	0	38,420
その他	0	38,420	0	38,420
計	661,017,106,706	36,921,672,063	249,519,769,589	448,419,009,180

3. 主な費用及び収益に関する事項

(1) 国庫補助金等の明細

該当なし

(2) 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円)

区 分	支 給 額	賞与引当金繰入額	退職給付費用	
			退 職 一 時 金	厚 生 年 金 基 金
役 員	83,721,597	8,144,933	4,190,690	12,827,216
職 員	631,205,824	52,679,323	4,608,250	
計	714,927,421	60,824,256	8,798,940	12,827,216

(3) 一般管理費の明細

(単位：円)

区 分	金 額
俸 給 及 諸 給 与	714,927,421
諸 支 出 金	89,064,551
旅 費	22,329,554
業 務 諸 費	630,411,151
交 際 費	243,250
税 金	25,160,642
計	1,482,136,569

4. 勘定間の結合に関する事項

該当なし

5. 子会社等との連結に関する事項

該当なし

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条に規定する債権区分ごとの貸倒引当金の引当状況及びリスク管理債権との関係

公営企業金融公庫の貸付けは、地方公共団体向け貸付け並びに設立地方公共団体の連帯債務保証を付した地方道路公社及び土地開発公社向け貸付けに限られている。金融再生法に基づく開示債権は、全て正常債権(24,288,172,045,382円)であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権は0円である。また、銀行法に基づくリスク管理債権も0円である。

貸倒引当金は、過去の貸倒実績率及び予想損失率に基づき算出しており、その結果、貸倒引当金残高は0円である。

(ロ) 平成19年度行政コスト計算財務書類（平成20年7月31日公表）

行政コスト計算書
 （平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

（単位：円）

I 業務費用			
仮定損益計算書上の費用			
資金調達費用	340,680,342,978		
その他業務費用	6,126,351,957		
営業経費	1,460,893,783		
その他経常費用	1,170,833,534	349,438,422,252	
(控除)業務収入			
資金運用収益	△ 686,664,651,742		
役務取引等収益	△ 179,953,279		
その他業務収益	△ 3,121,041,149		
その他経常収益	△ 511,858,389	△ 690,477,504,559	
業務費用合計			△ 341,039,082,307
II 機会費用			
政府出資等の機会費用	211,650,000		
公務員からの出向職員に係る退職給付引当金増加額	47,433,464		
機会費用合計			259,083,464
III 行政コスト			△ 340,779,998,843

民間企業仮定貸借対照表
(平成20年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	922,483,575,192	債 券	19,962,937,112,415
有 価 証 券	199,885,718,970	受 託 貸 付 資 金	377,054,618,319
国 債	199,885,718,970	そ の 他 負 債	16,891,086,089
貸 付 金※1	23,230,026,891,133	未 払 金	1,495,300
受 託 貸 付 金	377,054,618,319	長 期 未 払 金	1,297,317,856
そ の 他 資 産	20,245,354,887	未 払 費 用	15,592,223,044
未 収 収 益	18,706,813,856	そ の 他 の 負 債	49,889
そ の 他 の 資 産	1,538,541,031	賞 与 引 当 金	58,356,050
有 形 固 定 資 産※2	2,315,381,555	職 給 付 引 当 金	205,348,496
建 物	649,164,736	公 営 企 業 健 全 化 基 金	899,651,374,454
土 地	1,346,642,734	基本公営企業健全化基金	898,480,566,156
その他の有形固定資産	319,574,085	組入公営企業健全化基金	1,170,808,298
無 形 固 定 資 産	225,513,763	(負 債 の 部 合 計)	21,256,797,895,823
ソ フ ト ウ ェ ア	225,513,763	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	0	資 本 金	16,600,000,000
		利 益 剰 余 金	3,478,839,157,996
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,478,839,157,996
		利 差 補 て ん 積 立 金 ※3	150,240,651,041
		金 利 変 動 積 立 金 ※4	2,955,649,733,410
		積 立 金 ※5	357,785,594,891
		繰 越 利 益 剰 余 金	15,163,178,654
		(純 資 産 の 部 合 計)	3,495,439,157,996
資 産 の 部 合 計	24,752,237,053,819	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	24,752,237,053,819

※1 貸付金のうち、「銀行法施行規則」(昭和57年3月31日大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号口に該当する「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」はない。

※2 有形固定資産の減価償却累計額 547,772,203 円

※3 利差補てん積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「利差補てん引当金」として表示している。

※4 金利変動積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「債券借換損失引当金」として表示している。

※5 積立金は、法定の財務諸表では「当期利益金」として表示している。

民間企業仮定損益計算書
(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 益	690,477,504,559
資 金 運 用 収 益	686,664,651,742
貸 付 金 利 息	686,664,651,742
役 務 取 引 等 収 益	179,953,279
受 託 手 数 料	179,953,279
そ の 他 業 務 収 益	3,121,041,149
預 け 金 利 息	2,297,146,092
有 価 証 券 利 息	823,895,057
そ の 他 経 常 収 益	511,858,389
そ の 他 の 経 常 収 益	511,858,389
経 常 費 用	349,438,422,252
資 金 調 達 費 用	340,680,342,978
債 券 利 息	340,606,823,147
借 入 金 利 息	73,519,831
そ の 他 業 務 費 用	6,126,351,957
債 券 発 行 費	5,779,251,957
そ の 他 の 支 払 利 息	347,100,000
営 業 経 費	1,460,893,783
一 般 管 理 費	1,214,892,018
賞 与 引 当 金 繰 入 額	58,356,050
退 職 給 付 費 用	49,818,242
減 価 償 却 費	137,827,473
そ の 他 経 常 費 用	1,170,833,534
公 営 企 業 健 全 化 基 金 組 入 額	1,170,808,298
そ の 他 の 経 常 費 用	25,236
経 常 利 益	341,039,082,307
当 期 純 利 益	341,039,082,307

キャッシュ・フロー計算書
(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	2,163,690,419,762
貸付金払出による支出	△ 1,126,325,000,000
貸付金利息収入	688,612,328,532
債券発行による収入	1,393,566,488,400
債券償還による支出	△ 2,439,833,492,702
債券利息支出	△ 335,665,069,223
債券発行費支出	△ 5,779,251,957
短期借入金による収入	502,500,000,000
短期借入金償還による支出	△ 502,500,000,000
短期借入金利息支出	△ 73,519,831
受託手数料収入	184,088,650
運用利息収入	2,738,998,971
業務経費支出	△ 1,435,439,703
その他業務活動による収入	479,194,915
業務活動によるキャッシュ・フロー	340,159,745,814
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	200,000,000,000
有価証券の取得による支出	△ 199,682,200,000
有形固定資産の取得による支出	△ 24,832,174
無形固定資産の取得による支出	△ 111,296,377
投資活動によるキャッシュ・フロー	181,671,449
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
公営競技納付金収入	14,139,587,449
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,139,587,449
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
V 現金及び現金同等物の増加額	354,481,004,712
VI 現金及び現金同等物の期首残高	767,888,289,450
VII 現金及び現金同等物の期末残高	1,122,369,294,162

民間企業仮定株主資本等変動計算書
(平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで)

(単位:円)

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金					
		その他利益剰余金					
		利差補てん積立金 ※1	金利変動積立金 ※2	積立金 ※3	繰越利益剰余金		
前年度末残高	16,600,000,000	167,849,791,740	2,955,649,733,410	-	14,300,550,539	3,154,400,075,689	3,154,400,075,689
当年度変動額							
当期純利益	-	-	-	-	341,039,082,307	341,039,082,307	341,039,082,307
利差補てん積立金の積立て	-	6,529,443,213	-	-	△ 6,529,443,213	0	0
利差補てん積立金の取崩し	-	△ 24,138,583,912	-	-	24,138,583,912	0	0
金利変動積立金の積立て	-	-	-	-	-	0	0
積立金の積立て	-	-	-	357,785,594,891	△ 357,785,594,891	0	0
当年度変動額合計	-	△ 17,609,140,699	-	357,785,594,891	862,628,115	341,039,082,307	341,039,082,307
当年度末残高	16,600,000,000	150,240,651,041	2,955,649,733,410	357,785,594,891	15,163,178,654	3,495,439,157,996	3,495,439,157,996

※1 利差補てん積立金は、利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令(昭和 32 年政令第 79 号) 第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき算定している額である。

※2 金利変動積立金は、発行済みの公営企業債券の借換えにより生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第 16 条第 1 項の規定に基づき算定している額である。

※3 積立金は、地方公営企業等金融機構が将来にわたり業務を円滑に遂行するために必要な財政基盤を確保するため、地方公営企業等金融機構法附則第 9 条第 4 項の規定に基づき積み立てている。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）によっている。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、定額法を採用している。

主要な耐用年数は次のとおりである。

建物：47年

動産：5年～30年

(2)無形固定資産

公庫利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却している。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」(平成11年7月1日金検第177号、平成19年2月16日最終改正)に定める基準に従い計上している。

その結果、期末における貸倒引当金の計上額は無い。

(2)賞与引当金

役員及び職員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当期の勤務に係る部分を計上している。

(3)退職給付引当金

①採用している退職給付制度の概要

確定している退職給付制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けている。

②退職給付引当金の計上基準

役員及び職員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上している。

③退職給付債務に関する事項

退職給付債務 371,179,940 円

年金資産 165,831,444 円

退職給付引当金 205,348,496 円

退職給付債務の算定は簡便法によっている。

④退職給付費用の額 49,818,242 円

退職一時金に係る退職給付費用の額 12,609,103 円

厚生年金基金に係る退職給付費用の額 37,209,139 円

上記については、相殺後の金額を民間企業仮定損益計算書に計上している。

5. その他の重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 繰延勘定の処理方法

債券発行費は、公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)第1条第4項に基づき、財務大臣が別に定めたところ(支出時に全額費用として処理)により償却している。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6ヶ月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)はない。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用している。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券の元利償還

b. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…物価連動債券の元利償還及び変動利付債券の利払

③ヘッジ方針

外貨建債券の為替変動リスク並びに物価連動債券及び変動利付債券の金利変動リスクをヘッジするため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。

④ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

6. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

(1) 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少のリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と仮定貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	期末残高
現金預け金	922,483,575,192 円
有価証券	199,885,718,970 円
現金及び現金同等物	1,122,369,294,162 円

7. 機会費用の計上基準

(1) 政府出資等に係る機会費用の算出に用いた利子率

決算日における10年国債の利回りを使用している。

19年度末 1.275%

(2) 公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

退職給付引当金の公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数は、次のとおりである。

対象者数 78人

附属明細書

1. 資本に関する事項

(単位：円)

区分	国の会計区分	根拠法令	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
資本金	産業投資特別会計 産業投資出資金	公営企業金融 公庫法第5条	16,600,000,000	0	0	16,600,000,000

2. 資産及び負債に関する事項

(1) 有価証券の明細

(単位：円)

区分	種類及び銘柄	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
満期保有目的の債券	438回政府短期証券	359,792,373,913	207,626,087	360,000,000,000	0
	473回政府短期証券	0	200,000,000,000	200,000,000,000	0
	481回政府短期証券	0	200,000,000,000	200,000,000,000	0
	505回政府短期証券	0	199,885,718,970	0	199,885,718,970
	計	359,792,373,913	600,093,345,057	760,000,000,000	199,885,718,970

(2) 事業資産等の明細

① 本事業年度末の現在額及び前事業年度末からの増減額

(単位：円)

区分	リスク管理債権	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸付金	正常債権	24,267,392,310,895	1,126,325,000,000	2,163,690,419,762	23,230,026,891,133
	要管理債権	0	0	0	0
	危険債権	0	0	0	0
	破産更生債権	0	0	0	0
	計	24,267,392,310,895	1,126,325,000,000	2,163,690,419,762	23,230,026,891,133

② 貸倒引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	0	0	0	0
個別貸倒引当金	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(注) 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る貸倒引当金の明細である。

③ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0	0
危 険 債 権	0	0	0
要 管 理 債 権	0	0	0
正 常 債 権	24,288,172,045,382	23,248,511,848,830	△ 1,039,660,196,552
計	24,288,172,045,382	23,248,511,848,830	△ 1,039,660,196,552

- (注) 1. 上記は、貸付金及び貸付金に準ずる債権(未収収益)に係る明細である。
2. 金融機関における破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権をいう。
3. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。
4. 要管理債権とは、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 2. から 4. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

④ リスク管理債権の明細

(単位：円)

区 分	期 首 残 高	期 末 残 高	増 減 額
破 綻 先 債 権	0	0	0
延 滞 債 権	0	0	0
3ヶ月以上延滞債権	0	0	0
貸出条件緩和債権	0	0	0
計	0	0	0

- (注) 1. 金融機関における破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。
3. 3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権又は延滞債権に該当しないものである。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものである。

⑤ 固定資産(事業資産を除く)の取得、処分及び減価償却費の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産	建物	909,221,485	20,916,000	0	930,137,485	280,972,749	20,133,151	649,164,736
	土地	1,346,642,734	0	0	1,346,642,734	0	0	1,346,642,734
	その他の 有形固定 資産	583,075,365	3,916,174	618,000	586,373,539	266,799,454	43,044,260	319,574,085
	計	2,838,939,584	24,832,174	618,000	2,863,153,758	547,772,203	63,177,411	2,315,381,555
無形固定資産	ソフトウェア	916,282,716	111,296,377	0	1,027,579,093	802,065,330	74,650,062	225,513,763
投資その他の資産	保証金	103,271,340	0	0	103,271,340	0	0	103,271,340

(注)保証金は、仮定貸借対照表では「その他の資産」に計上している。

⑥ 債券の明細

(単位：円、%)

銘柄	期首残高	当期発行額	当期減少額	期末残高	利率
政府保証債(国内債) 第749回～第873回公営企業債券	14,133,949,296,071	4,672,575,868	2,009,070,000,000	12,129,551,871,939	0.5～2.8
政府保証債(国内債) 第874回～第883回公営企業債券	0	585,215,219,296	0	585,215,219,296	1.4～1.9
政府保証債(国内債) 15年第1回～第3回公営企業債券	119,765,916,280	12,532,080	3,192,000	119,775,256,360	1.6～2.2
政府保証債(国内債) 15年第4回～第5回公営企業債券	0	64,817,615,710	0	64,817,615,710	2.0～2.2
政府保証債(外債) 第1回ユーロ・フラン公営企業債券～ 第4回ユーロ・円公営企業債券	1,059,534,553,798	577,160,211	89,529,633,137	970,582,080,872	1.350～6.750
政府保証債(外債) 第3回ユーロ・ドル公営企業債券	0	118,994,457,031	0	118,994,457,031	5.000
非政府保証公募債 5年第1回公営企業債券	0	129,937,166,450	0	129,937,166,450	1.14
非政府保証公募債 10年第1回～第25回公営企業債券	1,089,725,432,230	36,400,000	0	1,089,761,832,230	0.64～2.07
非政府保証公募債 10年第26回～第29回公営企業債券	0	139,948,674,870	0	139,948,674,870	1.77～2.02
非政府保証公募債 20年第1回～第19回公営企業債券	369,750,132,380	14,400,000	0	369,764,532,380	1.03～2.58
非政府保証公募債 20年第20回～第23回公営企業債券	0	99,896,099,480	0	99,896,099,480	2.25～2.43
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	189,830,790,090	6,066,060	0	189,836,856,150	2.39～2.95
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000	変動
非政府保証公募債 物価連動第1回～第2回公営企業債券	40,000,000,000	0	0	40,000,000,000	1.248～1.408
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	50,000,000,000	0	434,000,000	49,566,000,000	1.39～2.01
非政府保証公募債 変動利付(CMS型)第1回公営企業債券	20,000,000,000	0	0	20,000,000,000	1.894

縁故債 い号第46回公営企業債券～ 特別第1号第23回公営企業債券	3,911,296,862,469	265,587,178	341,273,000,000	3,570,289,449,647	0.67～2.20
縁故債 特別第1号第24回～第28回 公営企業債券	0	255,000,000,000	0	255,000,000,000	1.59～2.03
計	21,003,852,983,318	1,399,393,954,234	2,440,309,825,137	19,962,937,112,415	

⑦ 退職給付引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職一時金に係る引当金	107,886,261	12,609,103	11,494,788	109,000,576
厚生年金基金に係る引当金	69,003,187	37,209,139	9,864,406	96,347,920
計	176,889,448	49,818,242	21,359,194	205,348,496

⑧ その他の引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	60,824,256	58,356,050	60,824,256	58,356,050

⑨ その他の主要な資産及び負債の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
現金及び預け金	408,095,915,537	514,387,659,655	0	922,483,575,192
未収収益	20,908,808,896	18,706,813,856	20,908,808,896	18,706,813,856
未収貸付金利息	20,779,734,487	18,484,957,697	20,779,734,487	18,484,957,697
未収受託手数料	15,714,442	11,579,071	15,714,442	11,579,071
未収預け金利息	113,359,967	210,277,088	113,359,967	210,277,088
その他の資産	1,757,003,724	137,951,835	356,414,528	1,538,541,031
長期前払費用	1,644,417,856	0	347,100,000	1,297,317,856
その他	112,585,868	137,951,835	9,314,528	241,223,175
未払金	1,907,700	1,495,300	1,907,700	1,495,300
未払消費税	1,907,700	1,495,300	1,907,700	1,495,300
長期未払金	1,644,417,856	0	347,100,000	1,297,317,856
未払費用	16,010,917,047	15,592,223,044	16,010,917,047	15,592,223,044
未払債券利息	6,151,503,623	7,476,758,152	6,151,503,623	7,476,758,152
未払国外債券利息	9,859,413,424	8,115,464,892	9,859,413,424	8,115,464,892
その他の負債	38,420	37,144,891	37,133,422	49,889
その他	38,420	37,144,891	37,133,422	49,889
計	448,419,009,180	548,863,288,581	37,662,281,593	959,620,016,168

3. 主な費用及び収益に関する事項

(1) 国庫補助金等の明細

該当なし

(2) 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円)

区 分	支 給 額	賞与引当金繰入額	退職給付費用	
			退 職 一 時 金	厚生年金基金
役 員	82,285,260	8,040,707	7,783,687	37,209,139
職 員	607,422,645	50,315,343	4,825,416	
計	689,707,905	58,356,050	12,609,103	37,209,139

(3) 一般管理費の明細

(単位：円)

区 分	金 額
俸 給 及 諸 給 与	689,707,905
諸 支 出 金	85,645,059
旅 費	24,220,586
業 務 諸 費	391,573,416
交 際 費	231,750
税 金	23,513,302
計	1,214,892,018

4. 勘定間の結合に関する事項

該当なし

5. 子会社等との連結に関する事項

該当なし

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第 4 条に規定する債権区分ごとの貸倒引当金の引当状況及びリスク管理債権との関係

公営企業金融公庫の貸付けは、地方公共団体向け貸付け並びに設立地方公共団体の連帯債務保証を付した地方道路公社及び土地開発公社向け貸付けに限られている。金融再生法に基づく開示債権は、全て正常債権(23,248,511,848,830円)であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権は0円である。また、銀行法に基づくリスク管理債権も0円である。

貸倒引当金は、過去の貸倒実績率及び予想損失率に基づき算出しており、その結果、貸倒引当金残高は0円である。

第6 機構の参考情報

機構では、機構の現況を理解していただくために、業務内容、財務状況等（公庫の情報を含む。）について下記のとおり開示しています。

(機構作成資料)

資料の種類	公表場所・方法	公表時期 (平成20年度)
パンフレット (機構の役割と仕事)	・事務所に常備	10月
ANNUAL REPORT	・事務所に常備	12月(予定)
ホームページ (業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を掲載)	・インターネット上に開設 (アドレス http://www.jfm.go.jp/)	随時更新

(公庫決算等に係る諸資料)

資料の種類	公表場所・方法	公表時期 (公庫平成19年度決算)
財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、財産目録、重要な会計方針等)	・官報にて公告 ・事務所に常備	平成20年7月31日
附属明細書	・事務所に常備	〃
決算報告書	・事務所に常備	〃
監事の意見書 (財務諸表及び決算報告書にかかるもの)	・事務所に常備	〃
行政コスト計算財務書類	・事務所に常備	〃
業務報告書 (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容等を掲載)	・国会提出 ・事務所に常備	〃

